

第4期 青梅市地域福祉計画

市民一人ひとりが住み慣れた地域で共に暮らしていける地域社会の実現を目指して

～「お互いさま」でみんながつながり、誰もが自分らしく暮らせるまち 青梅～

平成31(2019)年度～35(2023)年度

平成31(2019)年3月

青 梅 市

第4期 青梅市地域福祉計画

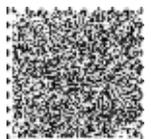
市民一人ひとりが住み慣れた地域で共に暮らしていける地域社会の実現を目指して

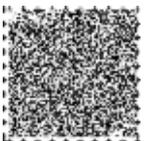
～「お互いさま」でみんながつながり、誰もが自分らしく暮らせるまち 青梅～

平成31(2019)年度～35(2023)年度

平成31(2019)年3月

青 梅 市





はじめに

青梅市では、平成16年3月に青梅市地域福祉計画を策定し、その後、社会潮流や新たな制度、法律等への対応も含め、改定を重ねながら、市民一人ひとりが、住み慣れた地域で健やかに安心して生活を送ることができるよう、互いに見守り、支えあう体制整備等に取り組んでまいりました。



この間、我が国では、少子高齢化と人口減少が進み、地域においては、複合化する課題を抱える個人や世帯に対する支援、「制度の狭間」の問題など、既存の制度で解決が困難な生活課題が生じています。

こうした課題に対応するため、平成29年6月に社会福祉法が改正され、地域の力と公的支援が連動した包括的な支援体制の構築が求められています。

また、この包括的な支援体制整備を促進する観点から、地域福祉計画の策定については、これまで任意とされていたものが努力義務とされました。

これを受け、本市では、平成31年度から平成35年度までを計画期間とする第4期青梅市地域福祉計画を策定いたしました。

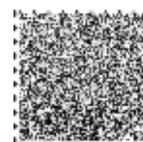
本計画では、第6次青梅市総合長期計画の基本理念のもと、「市民一人ひとりが住み慣れた地域で共に暮らしていける地域社会の実現」を目指しています。

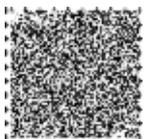
今後、「お互いさま」でみんながつながり、誰もが自分らしく暮らせる地域福祉のまちづくりに向けて福祉施策を推進してまいりますので、市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました関連団体の皆様、そして御協力をいただきました方々に心からお礼を申し上げます。

平成31年3月

青梅市長 浜中 啓一

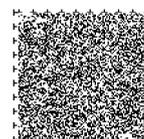




あいさつから始めてみましょう。
地域の人とつながり、その輪が大きくなります。



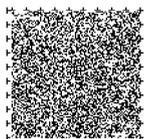
他人事も自分のこととして考えて、声かけや、見守りをしてみましょう。
やがてその優しさが自分にも戻ってくるかもしれません。



困っていることや日頃考えていることを、身近な人に話してみましょう。
地域で活動する様々な主体が連携し、困っている方を支援したり、
みんなが暮らしやすい地域づくりにつながります。



地域貢献を考えている方や福祉関係の経験がある方など、
はじめの一步を踏み出してみましょう。
地域にはたくさんの活動があり、新たなつながりが生まれます。

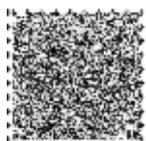


目 次

第1編 総論	1
第1章 計画策定に当たって	2
第1節 計画策定の背景・趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画期間	7
第4節 計画策定の体制	9
第2章 青梅市の現状と課題	10
第1節 地域福祉を取り巻く現状	10
1 人口・世帯の状況	10
2 高齢者の状況	12
3 障害者の状況	13
4 疾病構造等の状況	14
5 生活保護の状況	15
6 子ども・子育ての状況	16
7 ボランティア・市民活動団体の状況	19
8 自治会への加入状況	20
9 市民意識の状況	21
第2節 既定計画の進ちよく評価	26
第3節 青梅市の地域福祉の課題	29
第3章 計画の基本的な考え方	30
第1節 基本理念	30
第2節 基本的な視点	31
第3節 基本目標	32
第4節 圏域の考え方	33
第5節 計画の構成	35

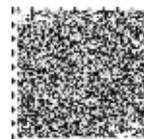


第 2 編 施策の展開	37
基本目標 1 地域を支える人づくり・活動支援	38
基本目標 2 地域を支える仕組みづくり	46
基本目標 3 安心してサービスを利用できる環境づくり	51
基本目標 4 地域で安心して暮らすためのネットワークづくり	63
第 3 編 計画の推進のために	77
〔1〕 計画の進ちよく管理・評価	78
〔2〕 行財政の環境	78
〔3〕 各種連携・協働による地域福祉の推進	79
第 4 編 資料編	81
資料 1 パブリックコメント実施結果	82
資料 2 計画策定の経緯等	83
資料 3 用語解説	86



第1編 総論

第1章	計画策定に当たって	P 2
第2章	青梅市の現状と課題	P10
第3章	計画の基本的な考え方	P30



第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の背景・趣旨

我が国は、世界に類を見ない速さで少子高齢化が進行する一方、単独世帯や核家族世帯の増加、地域のつながりの希薄化による相互助け合いの低下など、社会情勢の変化により、個人や世帯が抱える課題の複合化や社会的孤立、制度の狭間などの課題が顕著となってきています。

また、乳幼児の保育、教育など、子どもを取り巻く環境も著しく変化し、子ども・子育て支援の新制度がスタートするほか、社会福祉法人制度改革の中で、社会福祉法人の地域における公益的な取組など一層の役割強化が提言されました。

更に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正が行われるなど、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化してきました。

このような中、国においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すとともに、市町村における地域福祉計画の策定を努力義務としました。

青梅市の人口は、例にたがわず、平成30年1月1日現在、135,248人（住民基本台帳人口）で、平成23年以降年々減少する一方、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成30年1月1日現在の高齢化率は28.9%と市民の4人に1人以上が高齢者となっています。

今後もこの傾向が続き、平成37（2025）年度の高齢者人口は42,096人となり、高齢化率については、33.1%になると推計[※]しています。

世帯の状況を見ると、単身世帯が増加傾向にあり、高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者世帯も毎年増加するとともに、高齢者のみの世帯も年々増加していることから、高齢者の見守りや生活支援、孤立化への対応が重要です。

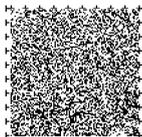
また、子育てについては、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴い、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、子育て家庭を社会全体で支える仕組みを構築することも必要とされています。

加えて、青梅市においては、身体障害者、精神障害者、知的障害者のいずれも毎年増加傾向で推移し、地域福祉課題は、単体でなく、複合化、複雑化しているのが実態であり、包括的な相談支援体制づくりの推進が求められています。

本計画は、こうした社会経済情勢の時代の変化や地域特性を踏まえ、今後5年間の青梅市における地域福祉の方向性と具体的な取組について明らかにしていくものとして策定します。

※ 高齢化率の推計

出典：第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画



第2節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法[※]第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。

また、第6次青梅市総合長期計画との整合を図り、福祉関連分野の個別計画との共通理念を共有し、福祉施策を横断的につなぐ役割を担っています。

更に、青梅市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と地域福祉の推進という理念を共有するとともに、様々な施策や事業を進めるうえで、互いに連携・補完し整合を図ります。

※ 社会福祉法による根拠 ―地域福祉の推進―

社会福祉法とは、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定めた、社会福祉分野の骨格となる法律です。その第4条において、地域福祉の推進が明確に位置づけられています。地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティアや各種団体、行政がお互いに連携・協力して、それぞれに望まれる役割にもとづき、これからの地域社会づくりを進めていきます。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

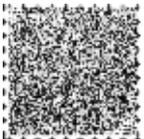
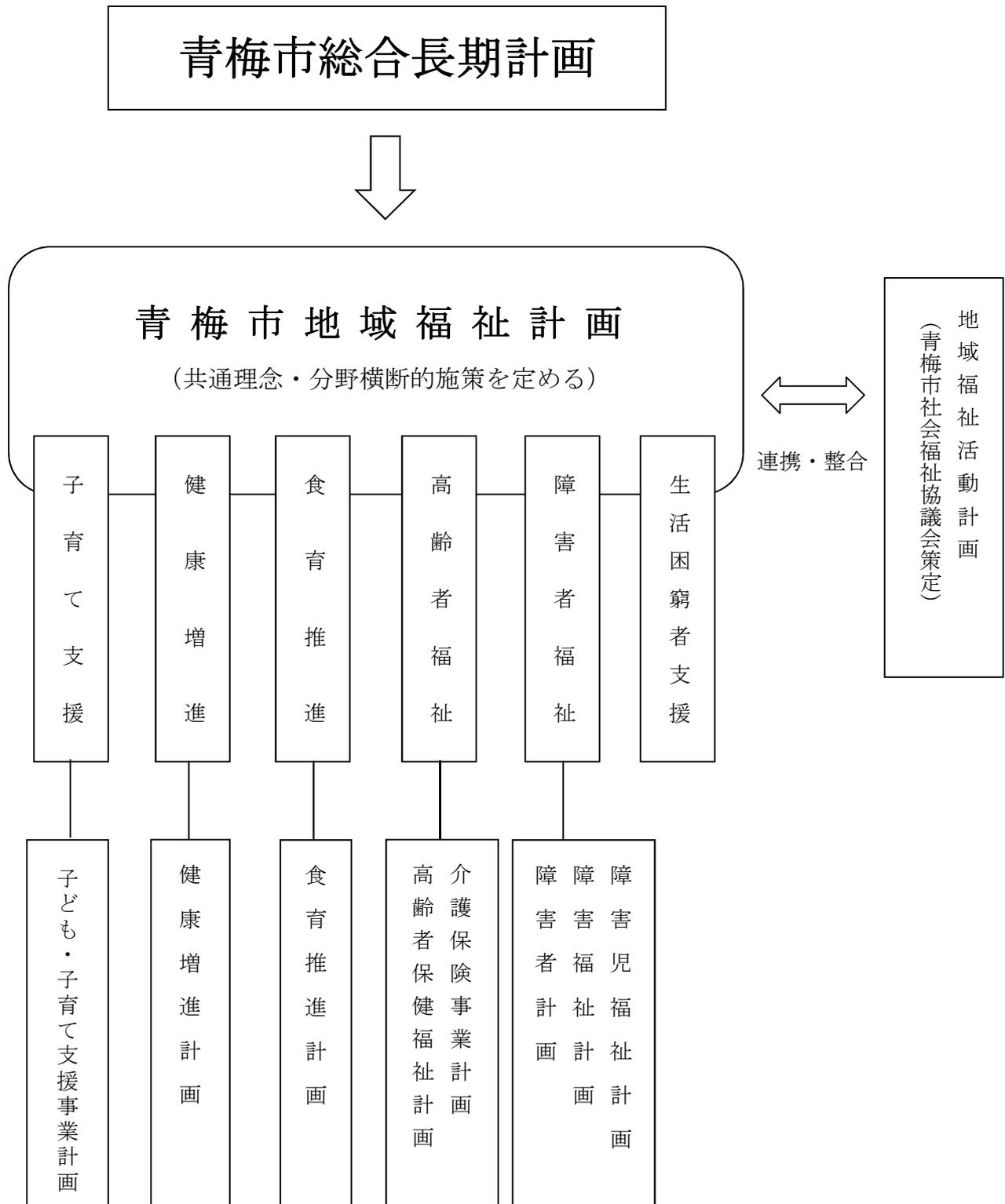
（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5） 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



■ 計画の位置づけ ■



青梅市総合長期計画

本市の目指すべきまちの将来像と基本目標および施策の基本的な方向性を定める計画です。第6次計画では、平成25年度を初年度とし、10年後のまちの将来像を「みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち青梅—ゆめ・うめ・おうめ—」としています。

青梅市子ども・子育て支援事業計画

地域社会が一体となって子育てを行っていく「次代を担う子どもをみんなで育むまち」を目指す計画です。

青梅市健康増進計画

「豊かな自然に抱かれたふれあいと元気のある健康なまち 青梅」を基本理念に、高齢期になってもいきいきと自分らしく暮らすために、生涯にわたる心身の健康づくりを推進する計画です。

青梅市食育推進計画

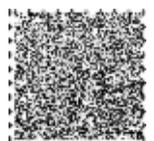
食育の取組を通して、市民が心身ともに健やかに育ち、食の安全・安心を確保するとともに、地域の人々の輪が広がる、元気で楽しい健康づくりを推進する取組を定める計画です。

青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画

青梅市の地域特性を活かし、高齢者の自立を支援し、尊厳をもって住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らせるよう、青梅市が目指す基本理念や基本目標を定めた計画です。

青梅市障害者計画・青梅市障害福祉計画・青梅市障害児福祉計画

障害のある人が、全ての場面において参加の権利を確保し、「誰もがその人らしく暮らせる共生のまちづくり」を目指す計画です。



社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法にもとづき、全国・都道府県・区市町村のそれぞれに組織されており、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

全国組織として全国社会福祉協議会があり、本市には、青梅市社会福祉協議会が置かれています。

社会福祉協議会は、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする公共性・公益性の高い民間の非営利の団体（社会福祉法人）です。地域社会において、保健や福祉に関する問題から地域における様々な生活課題に至るまでの諸問題の解決を、住民参加による自主的かつ主体的な福祉活動や行政との協働によって目指しています。

社会福祉協議会と市との連携、関わりについて

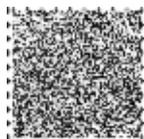
社会福祉協議会の役割は、行政（市）の政策目標である住民参加による地域づくりと軌を一にしています。

このことを背景として、社会福祉協議会は、行政から地域福祉の推進に関する事業を受託したり、補助金を受けて公益性のある多くの事業を行っています。加えて、社会福祉協議会は民間団体であるということを活かし、住民、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員、自治会、福祉施設等の各種団体や機関の参加と協力をもとに、行政との連携や調整を図りながら地域の課題を解決しようとする特徴を持っています。

地域福祉活動計画

青梅市社会福祉協議会が地域福祉を推進するために策定する計画です。

「市民がささえる福祉のまちづくり」を目指し、全ての住民が生涯にわたり豊かに、自分らしく、そして、安心して暮らすことができる地域社会をつくるための計画です。



第3節 計画期間

本計画は、平成 31（2019）年度から 35（2023）年度までの5か年を計画期間とします。

また、変化する社会情勢や関連する福祉分野の諸計画との整合性から必要に応じて、見直しをすることとします。

本計画では、「平成」と表示していますが、改元後については、次のとおり読み替えるものとします。

西 暦	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
平 成	30 年	31 年	32 年	33 年	34 年	35 年
新元号	—	元年※	2 年	3 年	4 年	5 年

※2019 年は、4 月 30 日までは「平成」、5 月 1 日以降は「新元号」

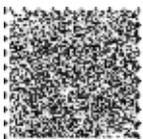


■ 関連計画の計画期間 ■

平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)
第6次青梅市総合長期計画 (平成25年度～34年度)							
青梅市地域福祉計画 (平成26年度～30年度)			第4期青梅市地域福祉計画 (平成31年度～35年度)				
青梅市子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～31年度)				青梅市子ども・子育て支援事業計画 (平成32年度～36年度)			
第3次青梅市健康増進計画 (平成27年度～31年度)				第4次青梅市健康増進計画 (平成32年度～36年度)			
第2次青梅市食育推進計画 (平成27年度～31年度)				第3次青梅市食育推進計画 (平成32年度～36年度)			
第6期 青梅市高齢者保健福祉計画 青梅市介護保険事業計画 (平成27年度～29年度)		第7期 青梅市高齢者保健福祉計画 青梅市介護保険事業計画 (平成30年度～32年度)			第8期 青梅市高齢者保健福祉計画 青梅市介護保険事業計画 (平成33年度～35年度)		
第4期青梅市障害者計画 (平成27年度～31年度)				第5期青梅市障害者計画 (平成32年度～)			
第4期 青梅市障害福祉計画 (平成27年度～29年度)		第5期青梅市障害福祉計画 第1期青梅市障害児福祉計画 (平成30年度～32年度)			第6期青梅市障害福祉計画 第2期青梅市障害児福祉計画 (平成33年度～35年度)		
第四次地域福祉活動計画 (平成23年度～30年度)			第五次地域福祉活動計画(社協) (平成31年度～35年度)				

※ 計画の表記は、平成30(2018)年度現在のものです。

※ 予定の計画については、点線で表記しています。



第4節 計画策定の体制

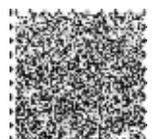
1 青梅市地域福祉計画検討委員会および部会の設置

青梅市地域福祉計画の策定に当たり、市の関係部署の職員で構成する「青梅市地域福祉計画検討委員会」および「青梅市地域福祉計画検討部会」を設置し、具体的な施策等について、総合的に検討を重ねました。

2 地域福祉計画への市民意見の反映

計画案について、本市で設置する福祉分野に関連する委員会等において説明し、幅広く意見を聴取しました。

また、市民の意見を把握するため、平成30年12月1日から平成30年12月14日まで、パブリックコメントを実施しましたが、意見等の提出はありませんでした。



第2章 青梅市の現状と課題

第1節 地域福祉を取り巻く現状

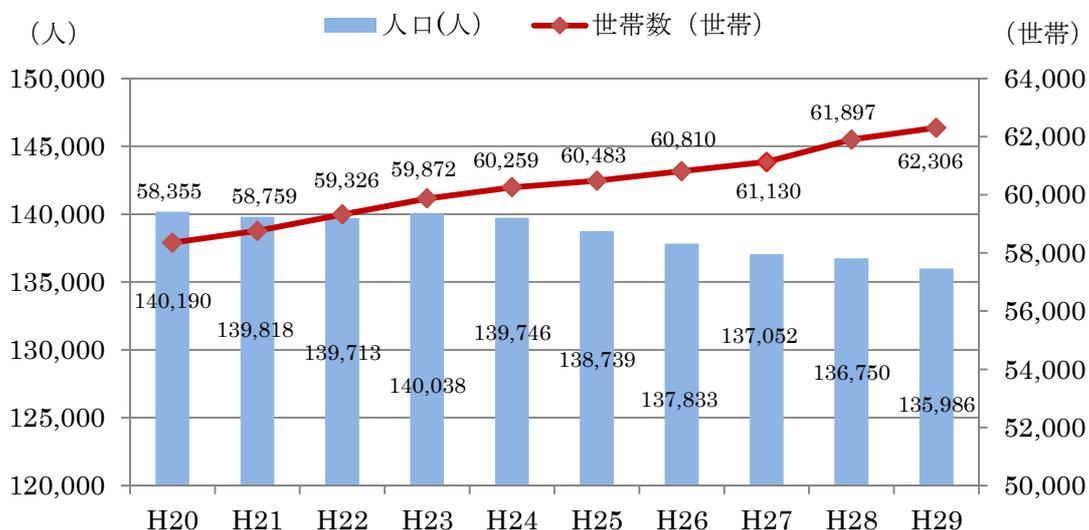
1 人口・世帯の状況

(1) 人口・世帯の推移

本市の総人口は、各年1月1日現在の人数で見ると、平成23年に140,038人でありましたが、それ以降は年々減少傾向が続いています。

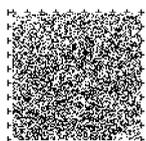
一方、世帯数は、平成20年以降毎年増えており、核家族と非親族世帯が増加しています。

■ 青梅市の人口・世帯数の推移 ■



区分 年	人口(人)	世帯数(世帯)	核家族	非親族世帯	単独世帯
H20	140,190	58,355			
H21	139,818	58,759			
H22	139,713	59,326	33,386	437	14,333
H23	140,038	59,872			
H24	139,746	60,259			
H25	138,739	60,483			
H26	137,833	60,810			
H27	137,052	61,130	33,870	557	16,166
H28	136,750	61,897			
H29	135,986	62,306			

資料：青梅市の統計・総務省統計局（国勢調査報告）
住民基本台帳（外国人登録を含む）（各年1月1日）



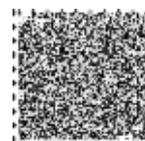
(2) 地区別の人口・世帯の状況

全ての地区で高齢化率が上昇しており、また、1世帯当たり人員はほとんどの地区で減少しています。

■地区別の人口・世帯の状況■

地区別	年	人口 (人)	人口				世帯数 (世帯)	1世帯当たり 人員(人)
			0~14歳	15~64歳	65歳以上	高齢化率		
青梅	25	11,516	1,057	7,070	3,389	29.4%	5,032	2.29
	30	10,788	943	6,160	3,685	34.2%	5,092	2.12
長淵	25	21,944	2,798	13,939	5,207	23.7%	9,258	2.37
	30	20,796	2,258	12,170	6,368	30.6%	9,481	2.19
大門	25	20,577	3,119	13,336	4,121	20.0%	8,546	2.41
	30	21,261	3,021	13,064	5,176	24.3%	9,277	2.29
梅郷	25	11,021	1,344	6,709	2,968	26.9%	4,405	2.50
	30	10,474	1,099	5,894	3,481	33.2%	4,591	2.28
沢井	25	3,737	337	2,101	1,299	34.8%	1,568	2.38
	30	3,451	271	1,817	1,363	39.5%	1,567	2.20
小曾木	25	4,336	294	2,119	1,923	44.3%	2,277	1.90
	30	3,746	215	1,662	1,869	49.9%	2,034	1.84
成木	25	2,187	114	1,099	974	44.5%	1,127	1.94
	30	1,758	103	843	812	46.2%	893	1.97
東青梅	25	16,221	1,637	10,600	3,984	24.6%	7,662	2.12
	30	15,524	1,434	9,340	4,750	30.6%	7,813	1.99
新町	25	19,831	3,189	13,819	2,823	14.2%	8,298	2.39
	30	20,649	2,825	13,782	4,042	19.6%	9,302	2.22
河辺	25	16,073	1,878	10,870	3,325	20.7%	7,573	2.12
	30	15,574	1,578	9,749	4,247	27.3%	7,778	2.00
今井	25	11,296	1,622	6,939	2,735	24.2%	4,737	2.38
	30	11,227	1,399	6,481	3,347	29.8%	5,054	2.22
合計	25	138,739	17,389	88,601	32,748	23.6%	60,483	2.29
	30	135,248	15,146	80,962	39,140	28.9%	62,882	2.15

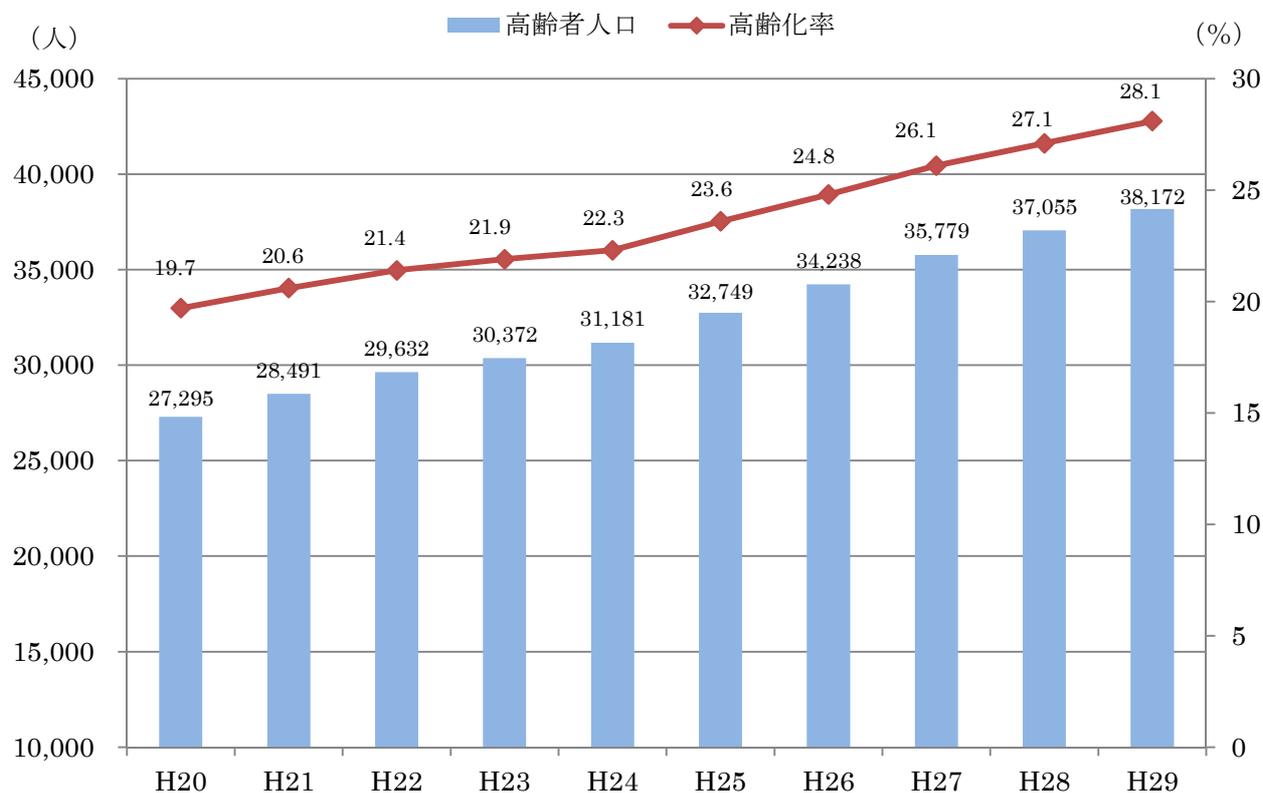
※人口・世帯数 上段：平成25年1月1日現在 下段：平成30年1月1日現在



2 高齢者の状況

高齢者人口は増加傾向にあり、平成 27 年以降は市民の 4 人に 1 人以上が高齢者となっています。

■ 高齢者の人口の推移 ■

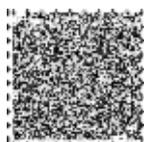


(単位：人・%)

区分 年	高齢者人口	高齢化率
H20	27,295	19.7
H21	28,491	20.6
H22	29,632	21.4
H23	30,372	21.9
H24	31,181	22.3
H25	32,749	23.6
H26	34,238	24.8
H27	35,779	26.1
H28	37,055	27.1
H29	38,172	28.1

資料：青梅市の統計・総務省統計局（国勢調査報告）

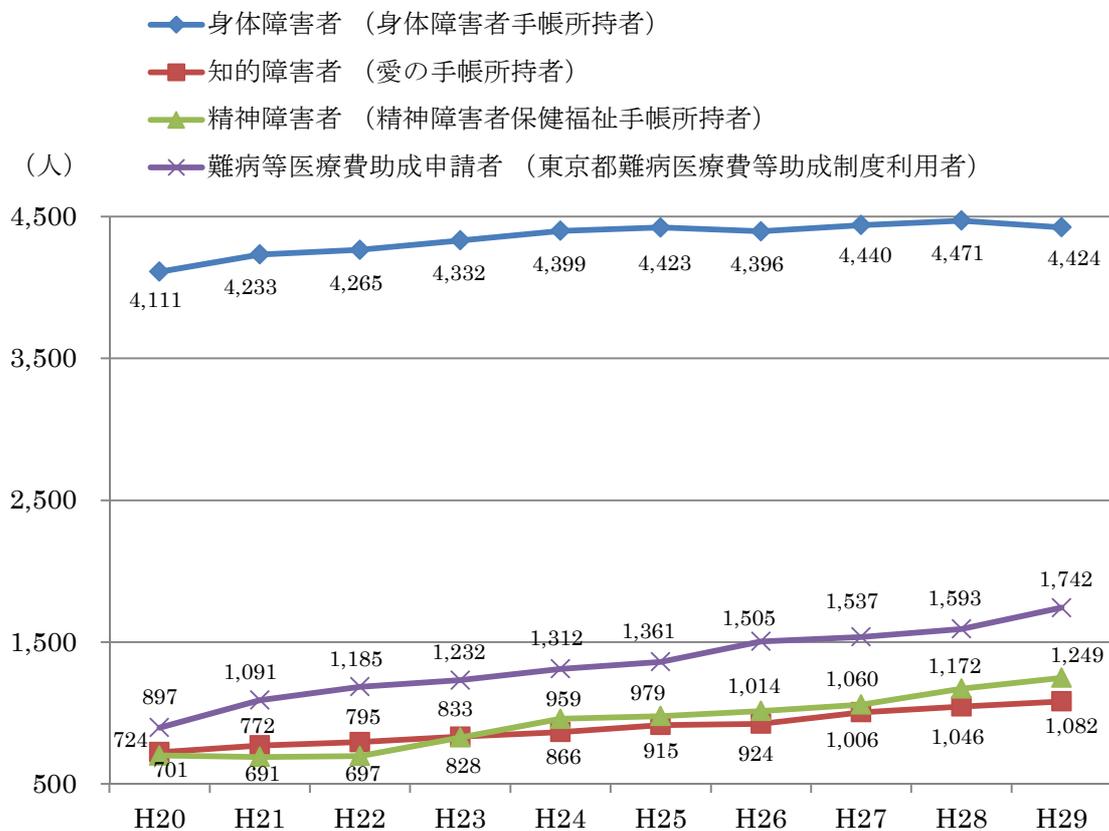
住民基本台帳（外国人登録を含む）（各年 1 月 1 日）



3 障害者の状況

全ての種類の障害において増加傾向にあります。特に精神障害者数が増加しています。

■ 障害者数の推移 ■



(単位：人)

区分 年度	身体障害者 〔身体障害者手帳所持者〕	知的障害者 〔愛の手帳所持者〕	精神障害者 〔精神障害者保健福祉手帳 所持者〕	難病等医療費助成申請者 〔東京都難病医療費等 助成制度利用者〕
H20	4,111	724	701	897
H21	4,233	772	691	1,091
H22	4,265	795	697	1,185
H23	4,332	833	828	1,232
H24	4,399	866	959	1,312
H25	4,423	915	979	1,361
H26	4,396	924	1,014	1,505
H27	4,440	1,006	1,060	1,537
H28	4,471	1,046	1,172	1,593
H29	4,424	1,082	1,249	1,742

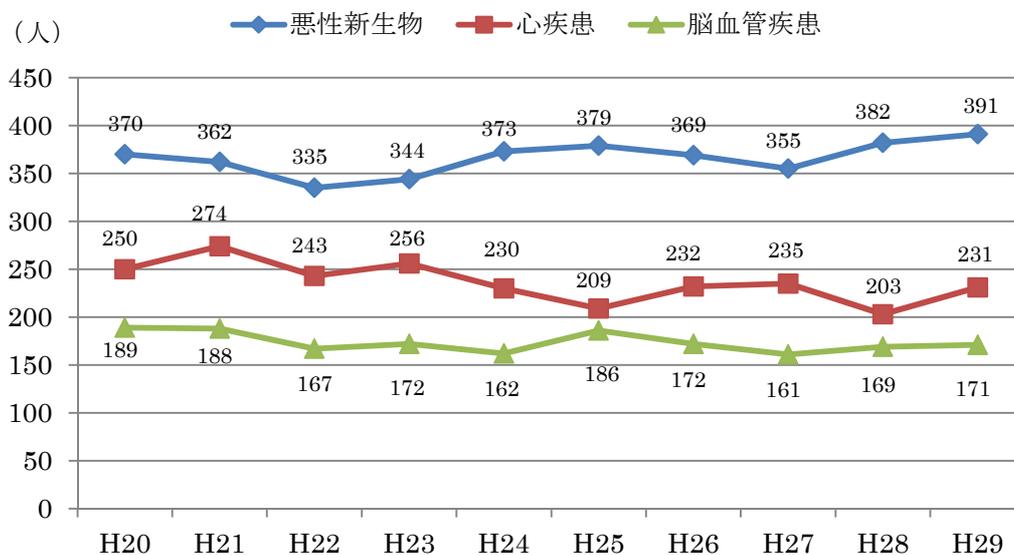
資料：行政報告書
(各年度3月31日現在)



4 疾病構造等の状況

主な死因別死亡者数の推移を見ると、悪性新生物による死亡者は350人前後、心疾患は230人前後、脳血管疾患は170人前後で推移しています。心疾患と脳血管疾患は、平成20年と比べると、若干減少傾向にあるものの、生活習慣病による死亡割合は上位を占めています。

■ 主な死因別死亡者数の推移 ■



(単位：人)

年 \ 区分	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
H20	370	250	189
H21	362	274	188
H22	335	243	167
H23	344	256	172
H24	373	230	162
H25	379	209	186
H26	369	232	172
H27	355	235	161
H28	382	203	169
H29	391	231	171

資料：西多摩保健所
(各年12月31日現在)

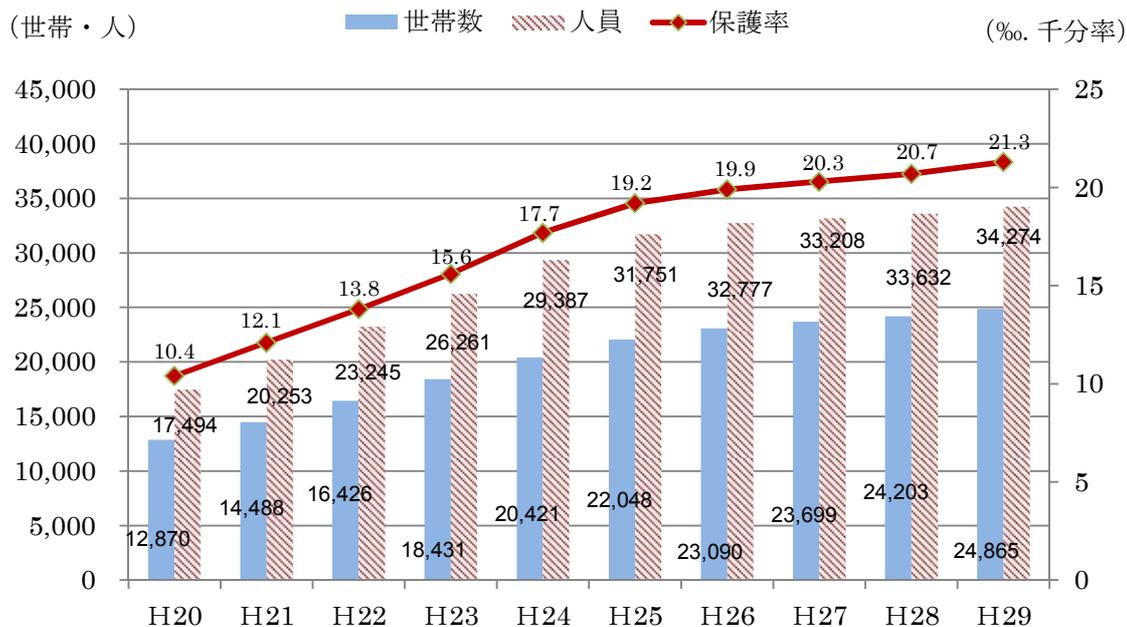


5 生活保護の状況

生活保護世帯数、人員および保護率の全てにおいて、毎年度増加傾向にあります。

平成 29 年度で対前年度に比べ 642 人増となりました。

■生活保護世帯・人員および保護率の推移■



(単位：世帯・人・%)

年度	区分	世帯数		人員		保護率
		延べ世帯数	月平均	延べ人員	月平均	
H20		12,870	1,073	17,494	1,457.8	10.4
H21		14,488	1,207	20,253	1,687.8	12.1
H22		16,426	1,369	23,245	1,937.1	13.8
H23		18,431	1,536	26,261	2,188.4	15.6
H24		20,421	1,702	29,387	2,448.9	17.7
H25		22,048	1,837	31,751	2,645.9	19.2
H26		23,090	1,924	32,777	2,731.4	19.9
H27		23,699	1,975	33,208	2,767.3	20.3
H28		24,203	2,017	33,632	2,802.7	20.7
H29		24,865	2,072	34,274	2,856.2	21.3

注：保護率は月平均人員と各年度 10 月 1 日の人口による

資料：青梅市の統計



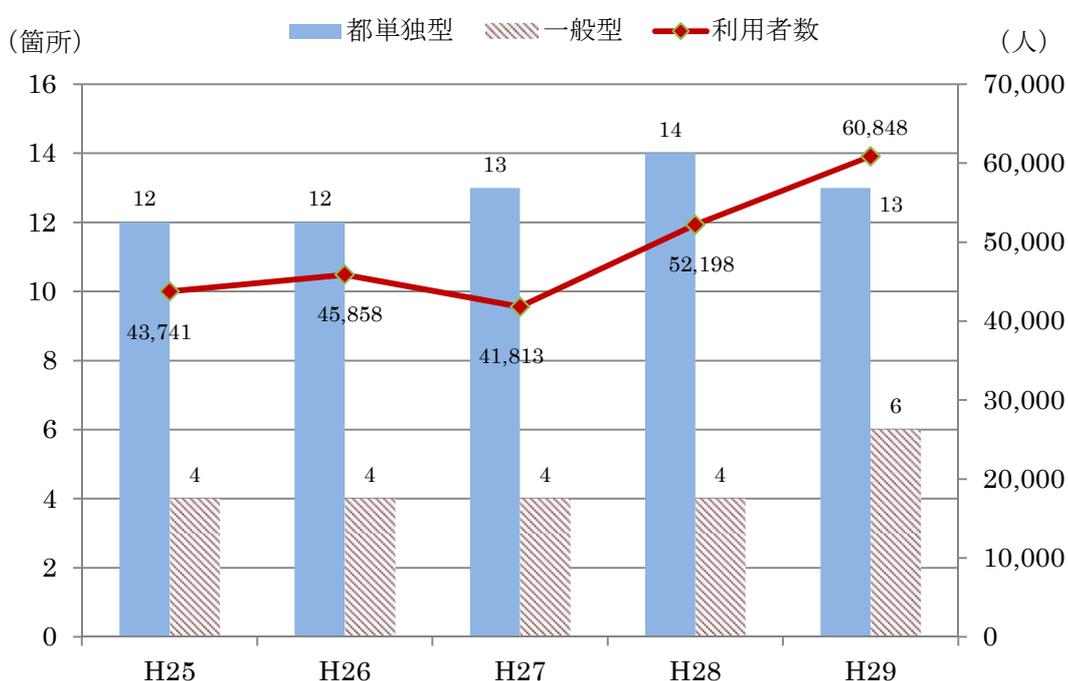
6 子ども・子育ての状況

(1) 子育てひろば数と利用者数の推移

青梅市における18歳未満の児童人口は、平成26年1月が21,000人、平成30年1月は19,041人となり、1,951人、9.3%の減少となっています。

市では、子ども・子育て支援法で定められた13事業等の施策展開を進めています。特に、地域子育て支援拠点事業の子育てひろばを、平成28年度に東青梅および河辺両市民センターに、平成29年度には下長淵自治会館に新規開設したことにより、利用者数が大幅に増加しています。

■子育てひろば数と利用者数の推移■



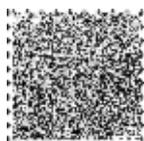
(単位：箇所・人)

区分		年度				
		H25	H26	H27	H28	H29
箇所数	都単独型	12	12	13	14	13
	一般型	4	4	4	4	6
利用者数		43,741	45,858	41,813	52,198	60,848

都単独型：東京都の独自事業で、保育所の機能・スペースを活用し、親子のつどいの場の提供、日常的に比較的軽微で身近な子育て相談、子育て啓発事業の実施

一般型：国の事業で、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談、子育てに関する情報の提供、子育ておよび子育て支援に関する講習会の実施や子育てサークルの支援等の地域支援活動等の実施

資料：子ども家庭支援課
(各年度3月31日現在)

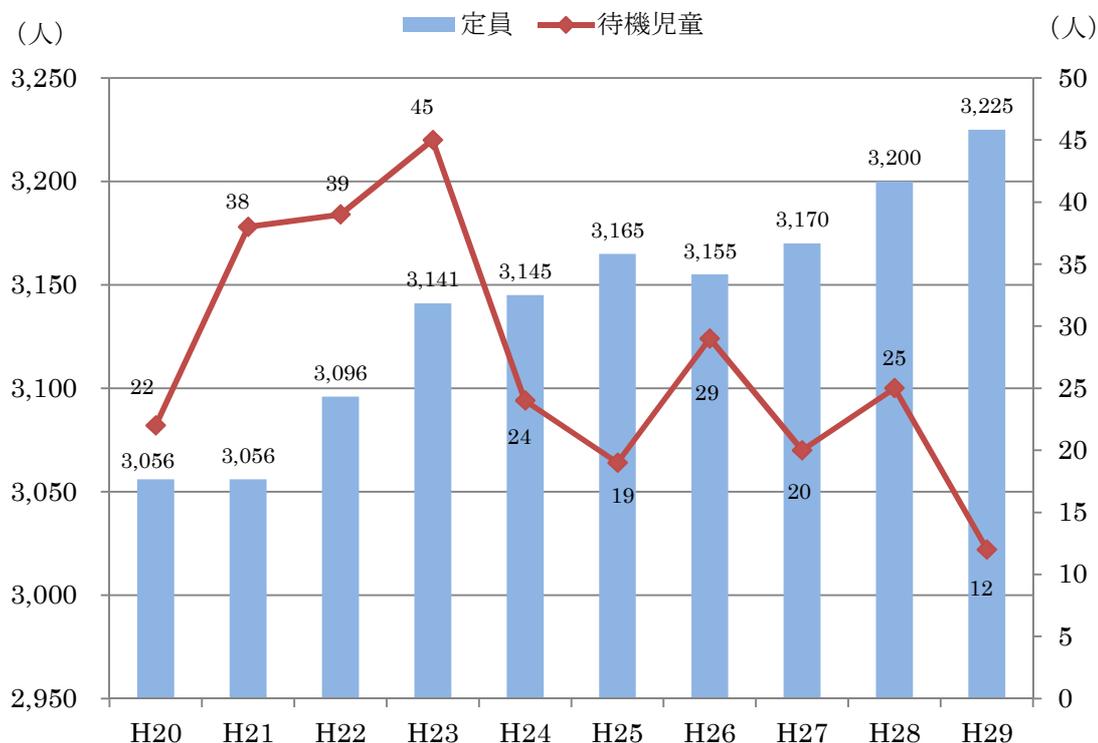


(2) 保育所待機児童数の推移

保育所の待機児童数については、平成 23 年度の待機児童数 45 人をピークにその後減少傾向にあります。

なお、地理的要因から、市内 3 区域（東部・西部・北部）のうち、東部地域では待機児童が発生し、西部地域の保育所では定員割れが生じているという課題があります。

■ 保育所待機児童数の推移 ■



(単位：人)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
定員	3,056	3,056	3,096	3,141	3,145	3,165	3,155	3,170	3,200	3,225
待機児童	22	38	39	45	24	19	29	20	25	12

資料：行政報告書

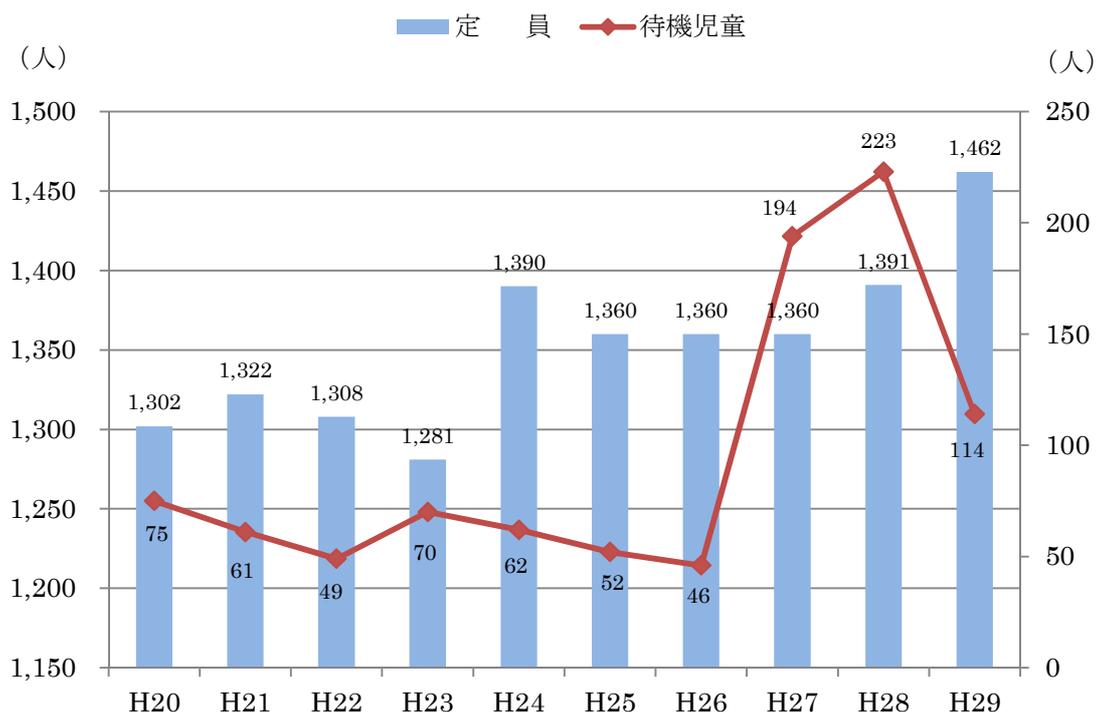
(国基準統計) (各年度 4 月 1 日)



(3) 学童保育所待機児童数の推移

学童保育所については、平成 27 年度に対象学年を 6 学年まで拡大したため、待機児童数が平成 27 年度には 194 人、平成 28 年度には 223 人と急激に上昇しましたが、その後減少しています。

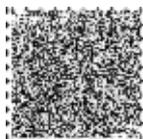
■学童保育所待機児童数の推移■



(単位：人)

年度 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
定員	1,302	1,322	1,308	1,281	1,390	1,360	1,360	1,360	1,391	1,462
待機児童	75	61	49	70	62	52	46	194	223	114

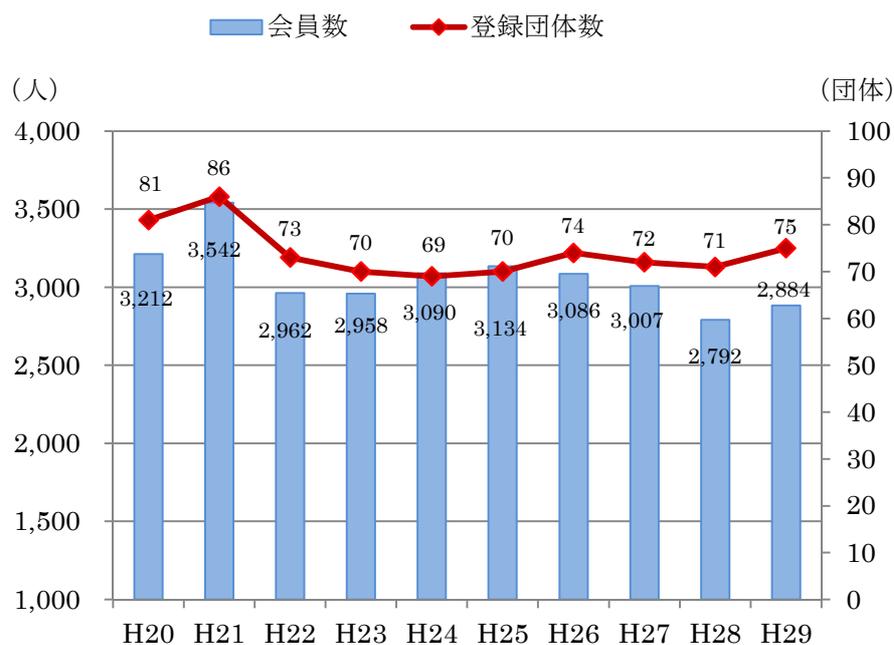
資料：行政報告書
(各年度 4 月 1 日現在)



7 ボランティア・市民活動団体の状況

ボランティア・市民活動団体については、団体数および会員数ともに平成 21 年度をピークにその後は横ばいの状況を維持しています。

■年度別ボランティア・市民活動団体 団体数・会員数の推移■



(単位：団体・人)

年度 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録団体数	81	86	73	70	69	70	74	72	71	75
会員数	3,212	3,542	2,962	2,958	3,090	3,134	3,086	3,007	2,792	2,884

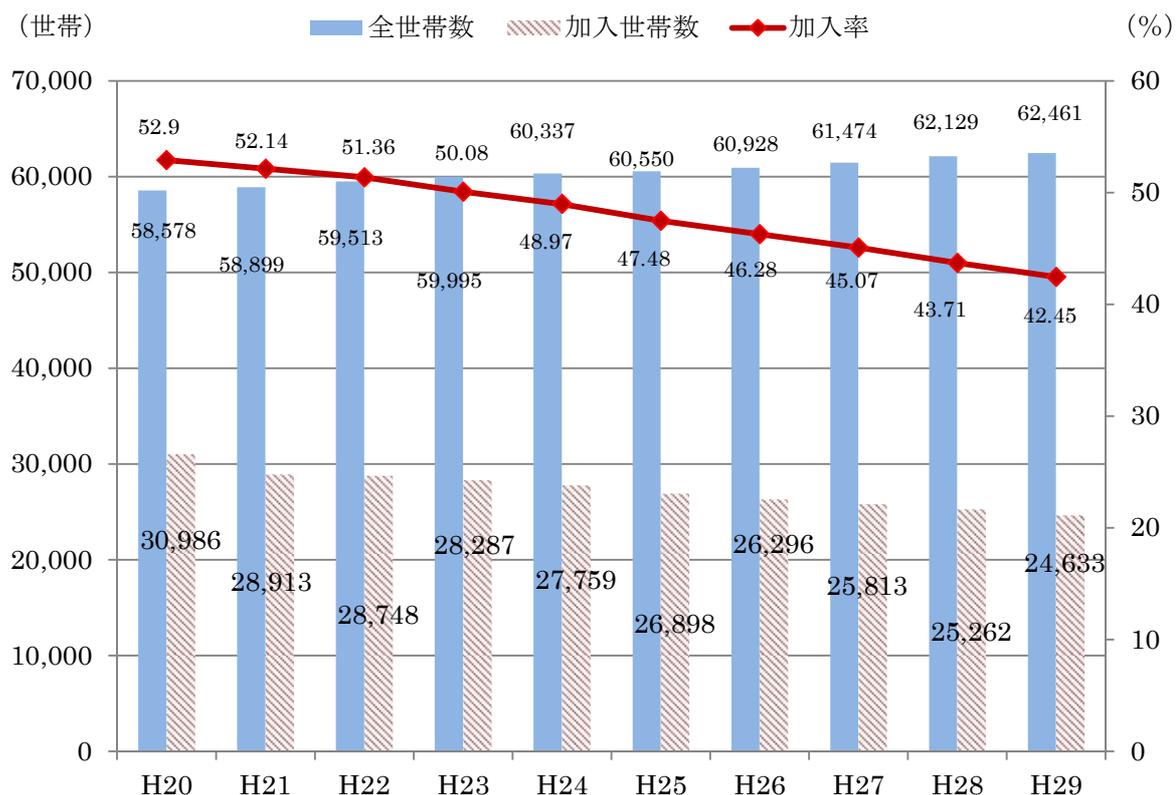
資料：青梅市ボランティア・市民活動センター
(各年度 3 月 31 日現在)



8 自治会への加入状況

自治会加入世帯数は減少傾向にあり、加入世帯数は毎年約1%ほど減少しています。

■年別自治会加入世帯数■

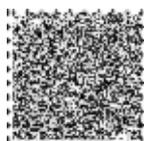


(単位：世帯・%)

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全世帯数	58,578	58,899	59,513	59,995	60,337	60,550	60,928	61,474	62,129	62,461
加入世帯数	30,986	28,913	28,748	28,287	27,759	26,898	26,296	25,813	25,262	24,633
加入率	52.90	52.14	51.36	50.08	48.97	47.48	46.28	45.07	43.71	42.45

資料：市民活動推進課

(各年4月1日現在)



9 市民意識の状況

(1) 重点的に取り組むべき施策

10代は災害に対する整備、20～30代は子育て支援、40代は地域医療・救急医療体制、50代以上は高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を望む割合が高くなっています。

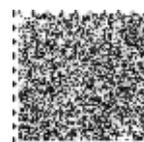
■重点的に取り組むべき施策（上位5位）■

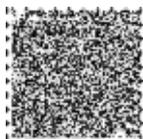
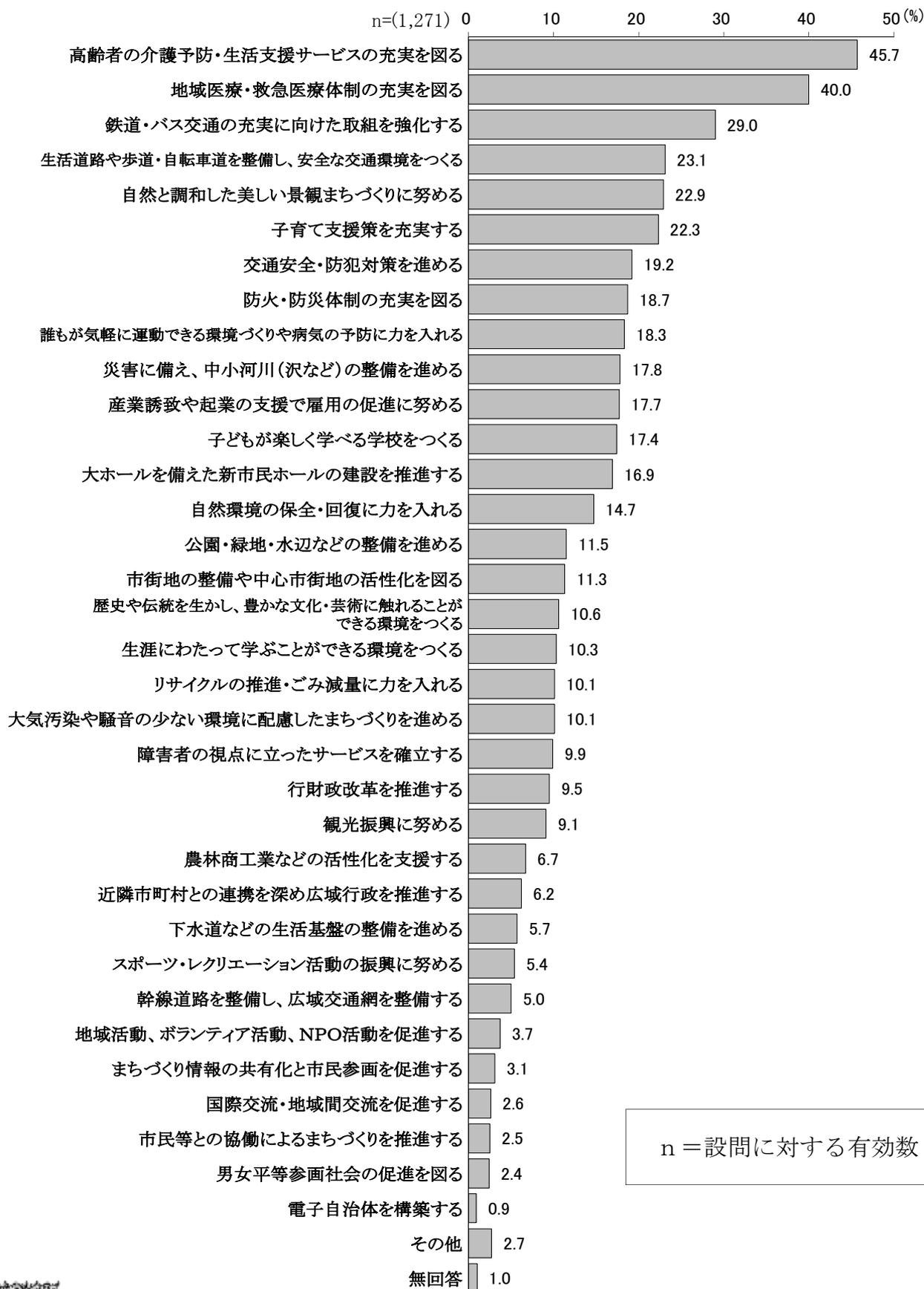
（単位：％）

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体		高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 45.7	地域医療・救急医療体制の充実を図る 40.0	鉄道・バス交通の充実に向けた取組を強化する 29.0	生活道路や歩道・自転車道を整備し、安全な交通環境をつくる 23.1	自然と調和した美しい景観まちづくりに努める 22.9
性別	男性	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 41.8	地域医療・救急医療体制の充実を図る 36.8	自然と調和した美しい景観まちづくりに努める 29.1	鉄道・バス交通の充実に向けた取組を強化する 26.2	産業誘致や起業の支援で雇用の促進に努める 21.0
	女性	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 48.8	地域医療・救急医療体制の充実を図る 42.9	鉄道・バス交通の充実に向けた取組を強化する 31.1	生活道路や歩道・自転車道を整備し、安全な交通環境をつくる 25.2	子育て支援策を充実する 24.0
年齢	18～19歳	災害に備え、中小河川(沢など)の整備を進める 38.5	子どもが楽しく学べる学校をつくる 30.8	スポーツ・レクリエーション活動の振興に努める 30.8	鉄道・バス交通の充実に向けた取組を強化する 30.8	防火・防災体制の充実を図る／地域医療・救急医療体制の充実を図る 他1件 23.1
	20～29歳	子育て支援策を充実する 37.2	自然と調和した美しい景観まちづくりに努める 30.2	鉄道・バス交通の充実に向けた取組を強化する 29.1	地域医療・救急医療体制の充実を図る 25.6	交通安全・防犯対策を進める／高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 24.4
	30～39歳	子育て支援策を充実する 50.0	地域医療・救急医療体制の充実を図る 37.0	子どもが楽しく学べる学校をつくる 36.2	鉄道・バス交通の充実に向けた取組を強化する 30.4	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 27.5
	40～49歳	地域医療・救急医療体制の充実を図る 41.5	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 35.7	鉄道・バス交通の充実に向けた取組を強化する 30.9	交通安全・防犯対策を進める 29.5	防火・防災体制の充実を図る／生活道路や歩道・自転車道を整備し、安全な交通環境をつくる 26.1
	50～59歳	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 50.2	地域医療・救急医療体制の充実を図る 42.5	鉄道・バス交通の充実に向けた取組を強化する 29.0	自然と調和した美しい景観まちづくりに努める 22.7	防火・防災体制の充実を図る／生活道路や歩道・自転車道を整備し、安全な交通環境をつくる 19.3
	60～69歳	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 49.4	地域医療・救急医療体制の充実を図る 44.2	鉄道・バス交通の充実に向けた取組を強化する 28.0	自然と調和した美しい景観まちづくりに努める 25.0	生活道路や歩道・自転車道を整備し、安全な交通環境をつくる 23.5
	70歳以上	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 62.2	地域医療・救急医療体制の充実を図る 40.0	鉄道・バス交通の充実に向けた取組を強化する 27.8	生活道路や歩道・自転車道を整備し、安全な交通環境をつくる 25.9	誰もが気軽に運動できる環境づくりや病気の予防に力を入れる 23.7

資料：第29回市政総合世論調査

(平成28年6月調査)



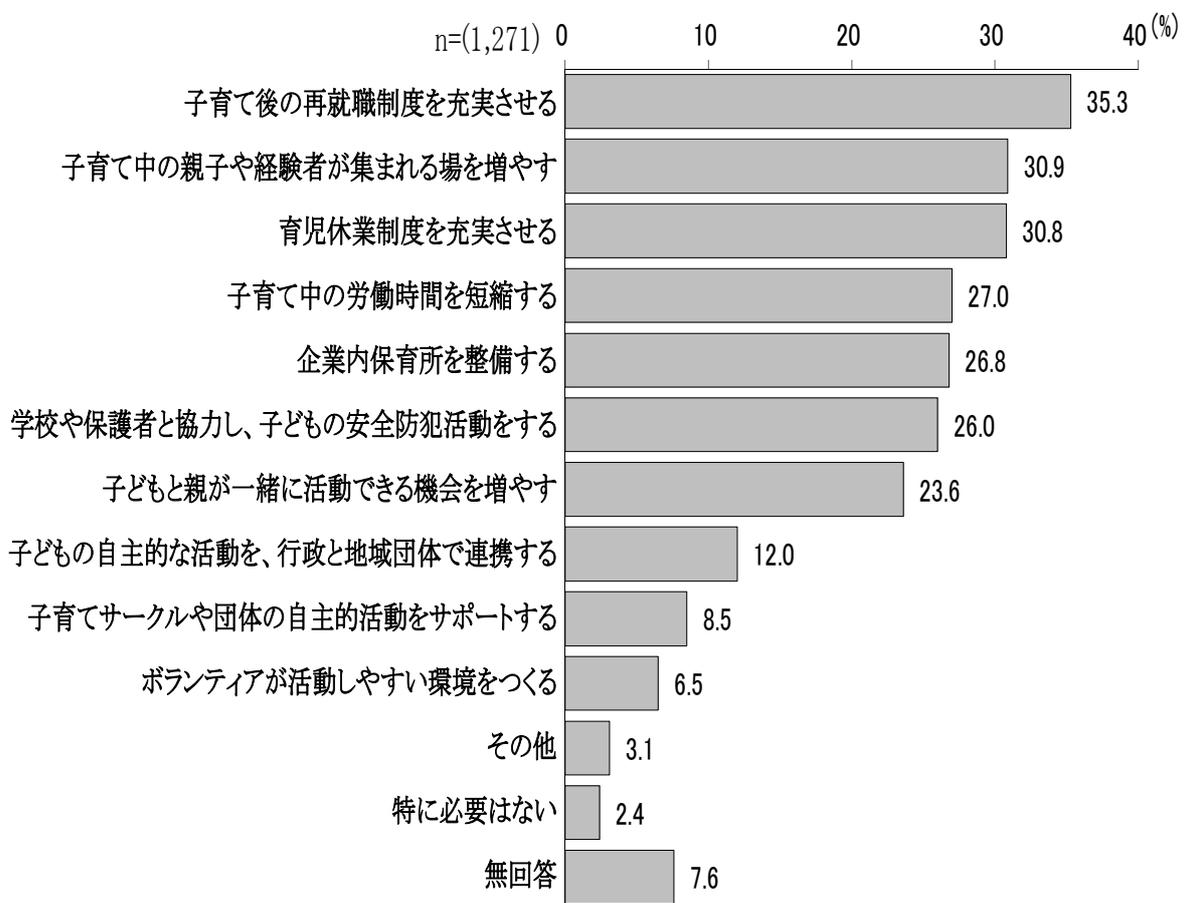


資料：第29回市政総合世論調査
(平成28年6月調査)

(2) 子育てについて

安心して子育てをするために必要な取組については、「子育て後の再就職制度を充実させる」が 35.3%で第1位に挙げられ、次いで「子育て中の親子や経験者が集まれる場を増やす」が 30.9%、「育児休業制度を充実させる」が 30.8%、「子育て中の労働時間を短縮する」が 27.0%であり、就労に関する意見が多くなっています。

■安心して子育てをするために必要な取組■



資料：第29回市政総合世論調査

(平成28年6月調査)

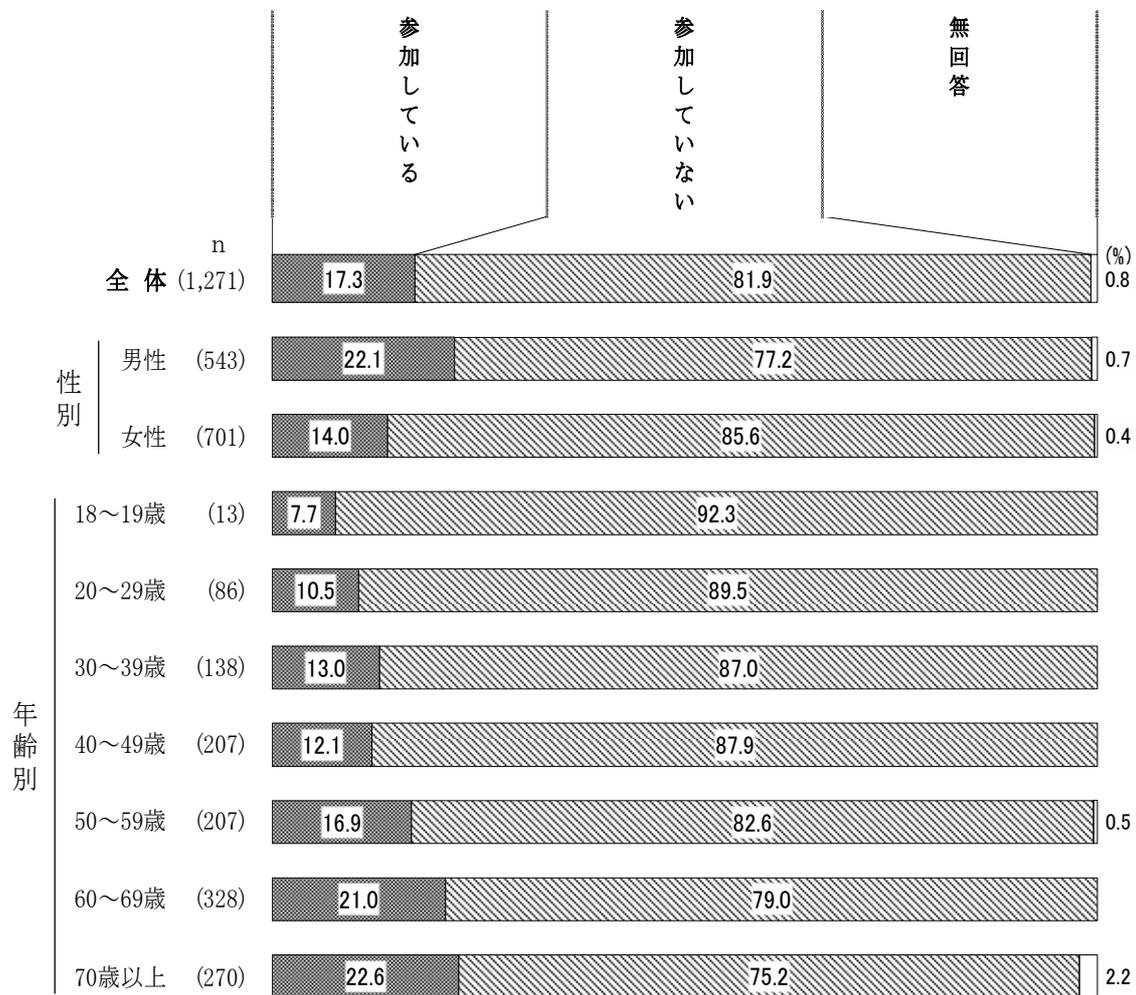


(3) ボランティア・市民活動について

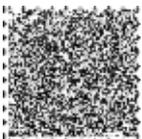
ア ボランティア・市民活動への参加状況

ボランティアや市民活動への参加割合は17.3%であり、全ての年齢層で「参加していない」が多くなっていますが、年齢が上がるにつれて、参加割合が増加しています。

■ ボランティア・市民活動への参加状況 ■



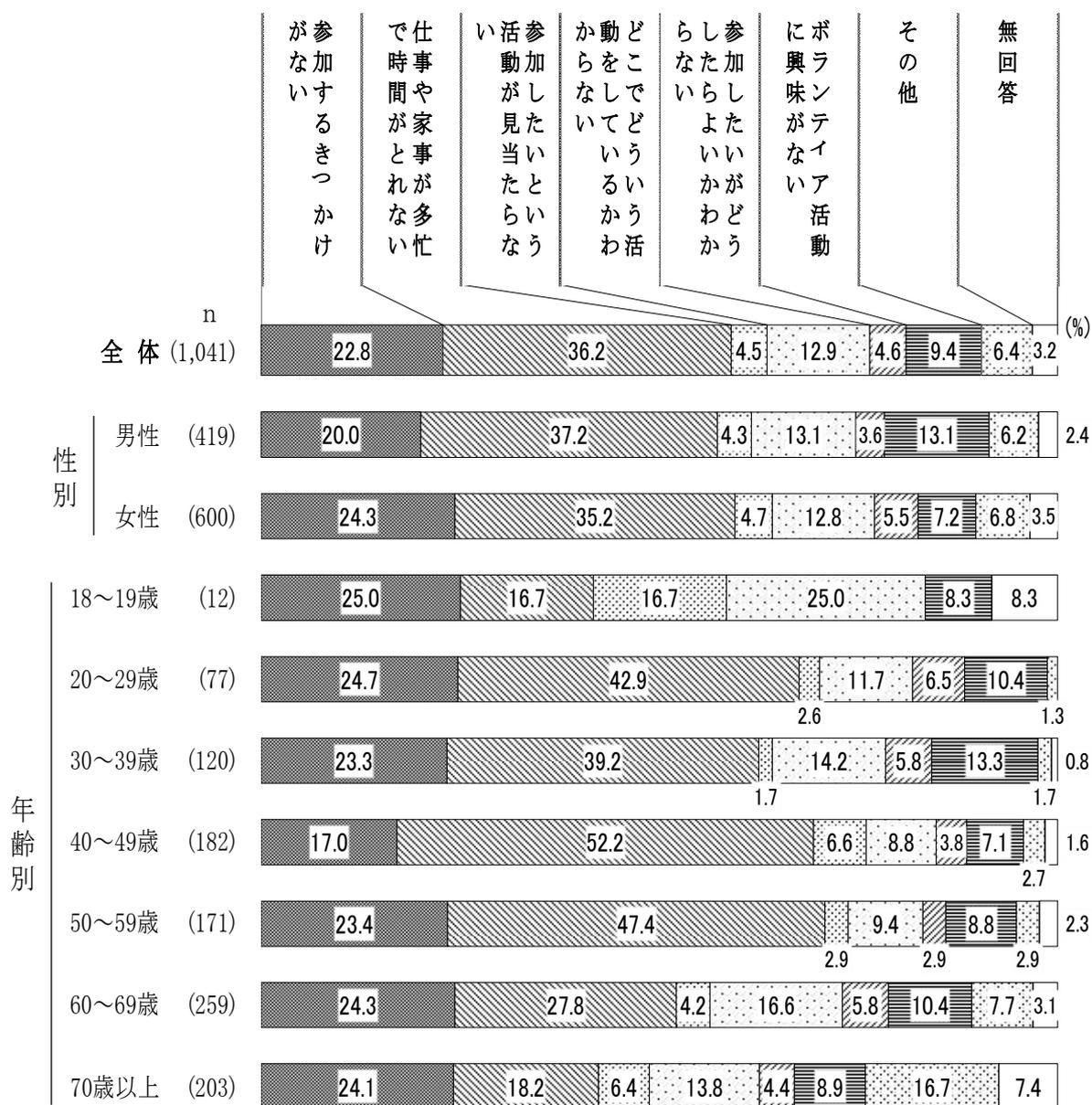
資料：第29回市政総合世論調査
(平成28年6月調査)



イ ボランティア活動に参加しない理由

ボランティア活動等に参加しない理由については、多忙が最も多く、次いで「参加するきっかけがない」、「どこでどういう活動をしているかわからない」の順となっています。

■ ボランティア活動に参加しない理由 ■



資料：第 29 回市政総合世論調査
(平成 28 年 6 月調査)



第2節 既定計画の進ちよく評価

本市においては、平成16年3月に「青梅市地域福祉計画」を策定し、その後の改定を経て、計画に従い、市民一人ひとりが、住み慣れた地域で健やかに安心して生活を送ることができるよう、互いに見守り、支え合う体制整備等に取り組むなど、福祉施策の推進を図ってきました。

この間、国においては、社会福祉法や児童福祉法、介護保険法、障害者総合支援法等が改正され、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」としてとらえ、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる取組をとおして、人々が様々な生活課題を抱えながらも自分らしく暮らしていける地域を、共に創っていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、市町村における包括的な支援体制の整備等を推進することとしています。

これらの社会潮流や新たな制度、法律等への対応も含め、既定計画の基本理念である「福祉が充実したまち」の実現に向けて、3つの基本目標を達成すべく、以下のとおり取組を進めました。

1 地域を支える人づくり・活動支援

施策として、「市民の主体的な参画」、「交流・ふれあいづくりの推進」、「ボランティア・地域活動の促進」、「地域福祉に関わる人材の育成・活用」および「災害ボランティア活動の推進」を掲げ、取り組みました。

いずれも、概ね順調に取り組んでいる状況ですが、高齢者や障害者、子育て中の親子などが、地域の人々と気軽に交流できる場づくりや仲間づくりに課題が残されています。

なお、各施策の取組については、次のとおりです。

○ 「市民の主体的な参画」について

自らの健康づくりや食育推進を主体的に行えるよう、定期的な健康診査受診の周知や、地域に根差した食育活動の推進を行う等、自分の健康は自らが守るという意識の普及・啓発に努めてきました。

○ 「交流・ふれあいづくりの推進」について

各種イベント等を開催し、地域の人々の交流の場を提供していますが、限られた方の利用に留まり、浸透できていない状況です。

○ 「ボランティア・地域活動の促進」について

青梅市社会福祉協議会との関係強化、ボランティア活動の場の拡充に努めるとともに、市民の参加の機会づくりに向け情報提供に努めてきました。



- 「地域福祉に関わる人材の育成・活用」について
各種講習会や教室等への市民の参加を通じ、地域の保健福祉に関わる人材の発掘・育成に努めました。また、地域福祉活動を担う人材として期待される民生・児童委員協力員制度の導入を図っています。
- 「災害ボランティア活動の推進」について
平成 19 年度に作成した災害ボランティアマニュアルの改訂に向け準備を進めています。

2 地域を支える仕組みづくり

施策として、「地域包括ケアシステムの構築」、「市民の立場に立った相談支援体制、権利擁護体制づくり」、「各種制度やサービス等情報提供の充実」、「避難行動要支援者の支援体制づくり」、「見守り・支え合いの支援体制づくり」、「サービスの量と質の確保」および「生活困窮者への支援」を掲げ、取り組みました。

いずれも、概ね順調に取り組んでいる状況ですが、福祉総合相談体制の整備、情報機器の活用促進、福祉・保健・医療と他分野との情報連携、見守り・支え合いのネットワークづくり、サービス提供の充実が課題として残されています。

なお、各施策の取組については、次のとおりです。

- 「地域包括ケアシステムの構築」について
生活支援サービスの充実を図るとともに、保健・医療・福祉・介護の連携強化に努めてきました。
- 「市民の立場に立った相談支援体制、権利擁護体制づくり」について
福祉総合相談体制の整備に向け、研修への参加を奨励し、職員の資質向上に努めるとともに、相談体制の充実、成年後見制度の支援に努めてきました。
一方、「青梅市子育て世代包括支援センター」の開設により、出産や子育てに関する相談への対応や状況に応じた切れ目のない支援を行いました。
- 「各種制度やサービス等情報提供の充実」について
各種福祉制度や事業について、周知・普及に努めました。
また、計画にはありませんが、平成 30 年 10 月には、子育てに関する情報をわかりやすくかつ適切に届けるため、スマートフォンを活用した子育てアプリ「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」のサービスを開始し、妊娠期から就学前までの切れ目のない情報提供体制の構築を図りました。
- 「避難行動要支援者の支援体制づくり」について
避難行動要支援者名簿の作成および提供を行うとともに、避難支援等関係者との覚書の締結に努めてきました。



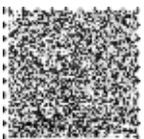
- 「見守り・支え合いの支援体制づくり」について
社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを進めました。
- 「サービスの量と質の確保」について
子育て支援サービスとして、地域子育て支援拠点事業の子育てひろばを平成 28 年度に東青梅・河辺両市民センターに、平成 29 年度からは、下長渕自治会館に新規開設し充実を図りました。また、保育サービスとして、施設整備等により定員の増を図ることができました。
一方、障害福祉サービスの充実のため、サービス提供事業者の安定確保に向けた取組を行いました。
- 「生活困窮者への支援」について
生活福祉資金等の各種制度の周知を図るとともに、多様化する相談内容に応じたサービスを提供するため、高齢者支援員、健康管理支援員、業務支援員、窓口相談員を雇用し、実施体制の整備に努めました。

3 福祉のまちづくりの推進

施策として、「心のバリアフリーと福祉意識の啓発」、「安全・安心のまちづくりの推進」および「ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進」を掲げ、取り組みました。

いずれも、概ね順調に取り組まれている状況ですが、ノーマライゼーション理念と福祉意識の啓発および市内バリアフリー化情報の提供に課題が残されています。
なお、各施策の取組については、次のとおりです。

- 「心のバリアフリーと福祉意識の啓発」について
東京都の「人権尊重教育推進校」の指定を受け、授業の質の向上を図るとともに、人権教育・福祉教育等の推進に取り組みました。
また、生涯学習講座などを通じて、地域保健福祉への関心や福祉意識の向上に努めてきました。
- 「安全・安心のまちづくりの推進」について
警察と連携し、地域住民、PTA等による町内パトロールを実施しました。
また、障害福祉施設等と災害時協定を締結し、災害時における障害者の安心なまちづくりの推進に努めてきました。
- 「ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進」について
公共交通施設や公共公益建物、道路、公園、住宅などのバリアフリー化の促進を図りました。
また、高齢者や障害者の住宅に対する相談・支援に努めました。



第3節 青梅市の地域福祉の課題

1 地域福祉の意識の向上および人材育成

少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化等により、生活領域における支え合いの基盤が弱まっている中、子育て支援・高齢者福祉・障害者福祉・生活困窮等、様々な分野の課題が複雑化してきています。

こうした課題を解決するには、地域のあらゆる住民が共に支え合い、助け合う地域で支える力の再構築が求められています。

また、支え合いの地域をつくるためには、障害者や生活困窮者等に対する偏見や差別を持たず、様々な人が共に暮らしていける地域共生社会への理解に向けた教育の推進を図るとともに、地域福祉の課題に対する関心や当事者意識の醸成が必要です。

2 地域における交流や見守り、支え合い

地域の福祉課題に対しては、住民同士の支え合い、助け合い、見守りを基本として、地域力で解決していくことが求められています。

また、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、様々な方の地域福祉活動の参加促進を図るとともに、地域で顔の見える関係づくりや住民同士が協力し合える体制づくりが必要です。

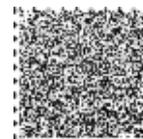
3 包括的な相談・支援体制の構築

本市には、生活自立支援窓口などの行政窓口のほか、子育て世代包括支援センター、子育てひろば（地域子育て支援拠点）、地域包括支援センター（高齢者向け）、障がい者サポートセンターなどがあり、個々の相談や自立に向けた支援を行っています。

しかし、複合化、複雑化する地域福祉課題に対応するためには、これまでの「縦割り」から「丸ごと」への転換が求められています。

また、支える側と支えられる側が固定されず、共に支え合う地域づくりも必要です。

そのためには、地域の中で住民同士が互いに解決できる体制づくりを進めるとともに、既存の相談支援機関を活用し、これらの機関の連携強化を図り、地域と専門的な相談・支援機関とをつなぐ包括的な相談支援体制の構築が重要です。



第3章 計画の基本的な考え方

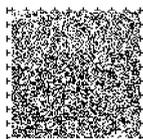
第1節 基本理念

市民一人ひとりが住み慣れた地域で 共に暮らしていける地域社会の実現

少子高齢化や核家族化の進行など、地域や社会を取り巻く環境が変化し、地域の人と人のつながりが希薄化する中、個人や家族、地域が抱える問題は複雑化・複合化する側面があります。

このような中、地域における「つながり」や「支え合い」により、包括的な相談につなげ、解決に導いていくことが重要です。

本計画においては、第6次青梅市総合長期計画の3つの基本理念である「豊かな自然環境の中で快適で文化的な暮らしができるまち」、「人と人のふれあいがあるまち」、「安全で安心して暮らせるまち」にもとづき、「お互いさま」でみんながつながり、誰もが自分らしく暮らしていける地域福祉のまちづくりを進めていきます。



第2節 基本的な視点

基本理念を具現化するため、以下の視点を踏まえて、地域福祉の推進を図ります。

視点1 地域福祉活動への積極的な参加

地域福祉の推進には、地域のあらゆる人々がその担い手となり、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

その中で、地域住民が地域社会を構成する一員として地域に関心を持ち、生活課題の解決に向けて積極的に関わることで、共生の文化が広がっていきます。

また、住民自らが福祉サービスの受け手でもあり、担い手でもあるということを認識し、主体的に地域活動に取り組むことが地域福祉を進める大きな原動力となります。

視点2 地域におけるつながり・支え合い

地域社会における様々な生活課題に取り組むことは、支援する側にとっても地域活動を通じて自己を実現することになり、支援される側にとっても地域でその人らしい生き方が全うできることで、自己実現につながります。

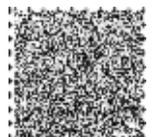
住民がその時どきに応じて支え、支えられ、「お互いさま」という関係性をつくることにより、お互いの存在を認め合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。「支え手」、「受け手」が固定されない関係性を構築し、地域における「支え合い」の領域の拡大・強化が求められています。

視点3 包括的な支援体制の整備

地域住民が自ら地域生活課題の解決に向けて積極的に取り組むうえでは、必要な情報提供や支援関係機関への協力を求めることができる体制の整備が不可欠です。

更に、地域の複合化、複雑化した生活課題に的確に対処するためには、様々な関係者が対応することとなります。

そのため、地域において活動している多様な団体や組織によるネットワークの強化や相談支援機関をコーディネートする包括的・統合的な体制の構築を進めることが必要となります。



第3節 基本目標

第2節の3つの視点を受け、基本目標を設定しました。

基本目標1 地域を支える人づくり・活動支援

市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できるよう、市民意識の高揚に向けた福祉教育等の推進や人権啓発にかかる講演等学習の機会の提供など、地域における福祉人材の育成や活動の支援を図ります。

基本目標2 地域を支える仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、市民、行政、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体など、地域福祉の担い手が様々な組織的活動に取り組み、見守り、助け合い、支え合う仕組みづくりの推進を図ります。

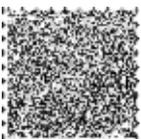
基本目標3 安心してサービスを利用できる環境づくり

誰もが安心して必要な支援やサービスを選択でき、適切に利用できる福祉のまちづくりを推進します。

また、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの人権に配慮した制度の利用促進を図ります。

基本目標4 地域で安心して暮らすためのネットワークづくり

高齢者、障害者、ひとり親家庭、生活困窮者など、社会的に弱い立場にある方を孤立・孤独から守り、地域で自立した生活が送れるよう、保険、医療、福祉、防災、教育などの各分野の横断的な連携や地域住民による支え合いが連動した包括的な支援体制の整備を図ります。

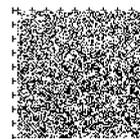
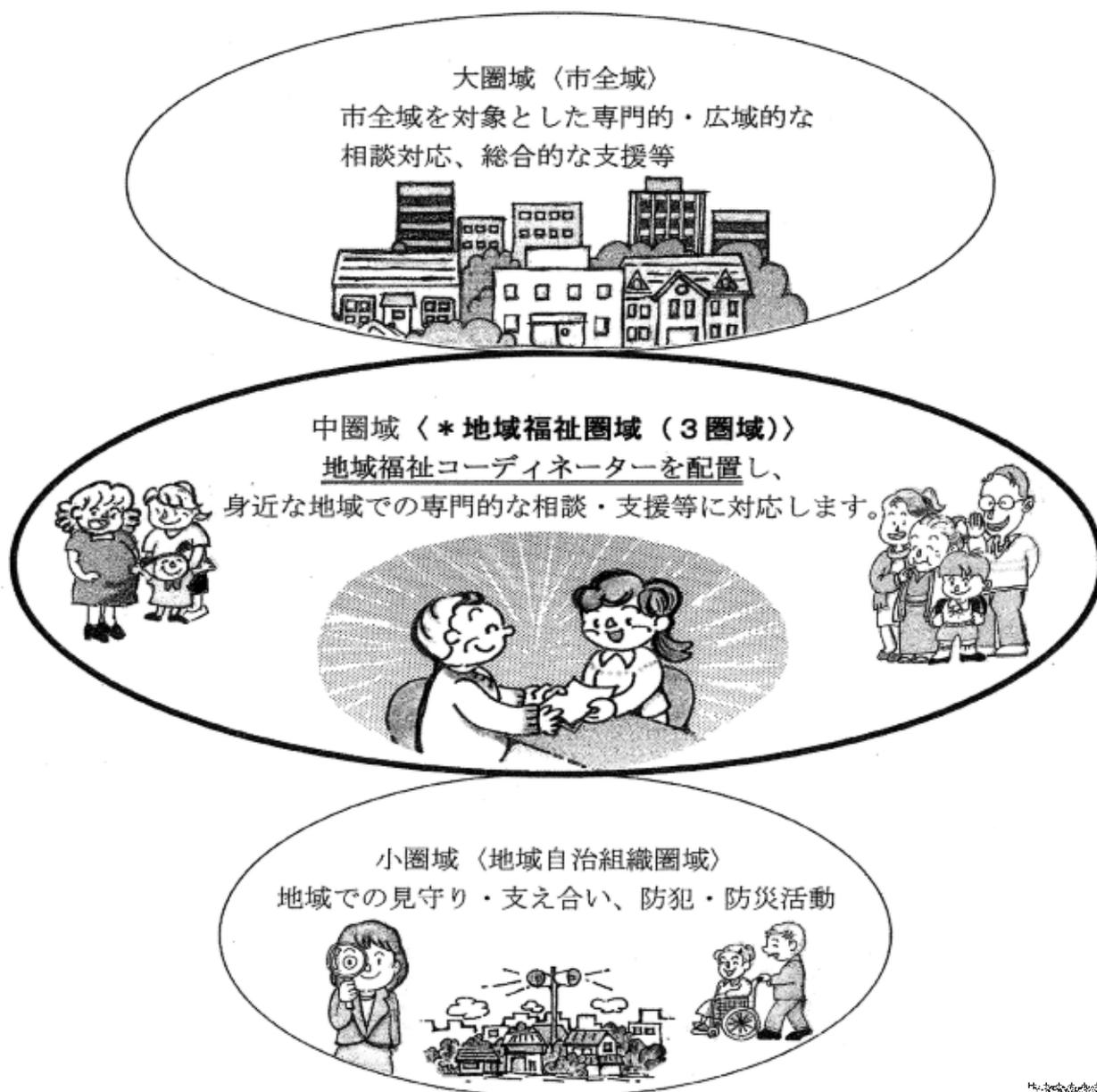


第4節 圏域の考え方

地域福祉の推進には、地域住民や地域の多様な主体が、分野や世代を超えて共に参加・協力し、保険・医療・福祉関係者等の各分野と連携するとともに、地域の社会資源も生かしながら、問題の発見・解決を図ることが必要です。

地域には、異なるレベルの圏域が重層的に重なり合って存在しますが、青梅市においては、3層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していきます。

■ 3層構造の圏域 ■



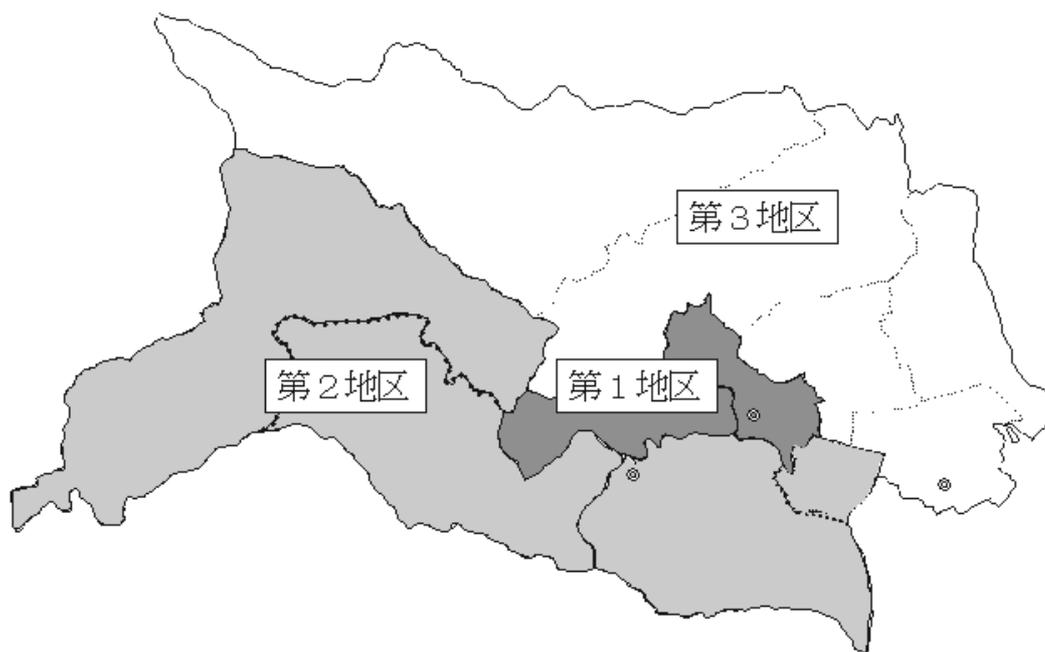
* 地域福祉圏域

地域福祉圏域とは、分野を超えて、地域生活課題について総合的に相談し、関係機関と連絡調整等を行う地域福祉活動の範囲です。

青梅市においては、介護保険制度における日常生活圏域を3圏域として、既に、地域包括支援センターが核となり、複合化・複雑化した課題に対応しています。

このことから、地域福祉の「圏域」についても同様の3圏域を基本とします。

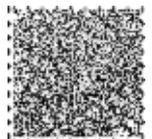
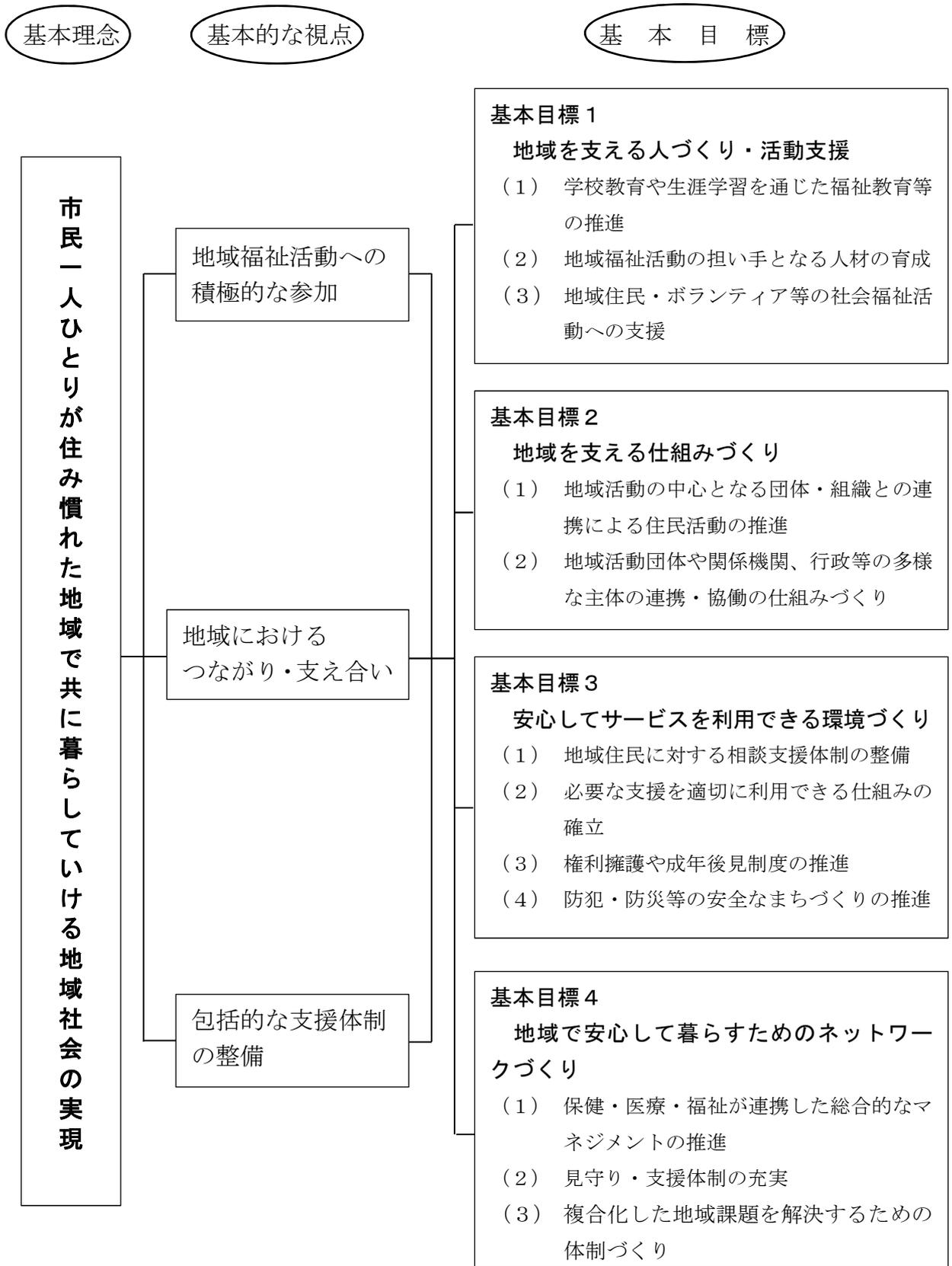
また、各圏域に地域福祉コーディネーターを配置することを検討します。

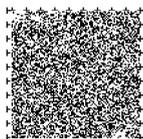


圏域	地区名	地区
第1地区	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田	青梅地区
	東青梅、根ヶ布、師岡町	東青梅地区
第2地区	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町	長淵地区
	畑中、和田町、梅郷、柚木町	梅郷地区
	二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山	沢井地区
	河辺町	河辺地区
第3地区	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺	大門地区
	富岡、小曾木、黒沢	小曾木地区
	成木	成木地区
	新町、末広町	新町地区
	藤橋、今井	今井地区



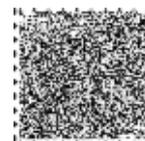
第5節 計画の構成





第2編 施策の展開

- 基本目標 1 地域を支える人づくり・活動支援……………P38
- 基本目標 2 地域を支える仕組みづくり……………P46
- 基本目標 3 安心してサービスを利用できる環境づくり……………P51
- 基本目標 4 地域で安心して暮らすためのネットワークづくり…P63



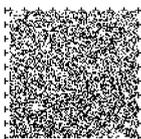
基本目標 1 地域を支える人づくり・活動支援

施策 1 学校教育や生涯学習を通じた福祉教育等の推進

学校教育や生涯学習を通じて、地域の福祉のあり方について、住民等の理解と関心を深める動機づけと意識の向上を図ります。

※ 担当課は、平成 31 年 4 月 1 日時点の名称による。

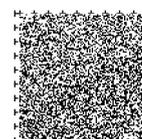
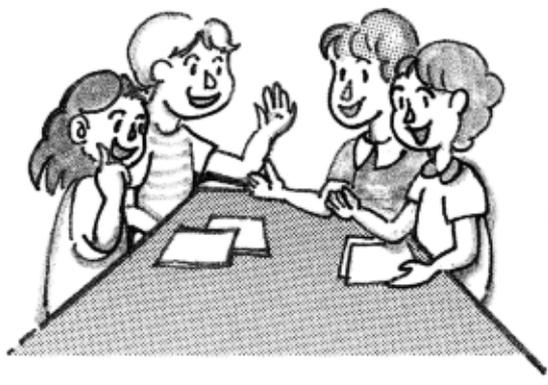
事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
人権教育の推進	東京都の「人権尊重教育推進校」の指定を受けるとともに、市として実践・指導事例集を毎年発行し、授業の質の向上を図ってきました。今後も、人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進します。	指導室	
	小学生に対して、思いやりの心や、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的として「人権の花」運動を実施しています。また、いじめ等の人権問題を考え、相手への思いやりの心や生命の尊さ等を体得することを目的として、人権教室を開催するなど、人権啓発活動の推進を図ります。	市民安全課	
福祉教育等の推進	児童生徒の思いやりの心や社会奉仕の精神などを育むため、福祉教育を推進します。また、市民センター等での各種講座を通じて、市民への啓発・広報を行っていきます。	指導室 社会教育課	
ノーマライゼーション理念と福祉意識の啓発	障害のある人もない人も、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指し、ノーマライゼーション理念の理解促進に向けて、市民の福祉意識の向上に努めます。	福祉総務課 障がい者福祉課	第 4 期青梅市 障害者計画 P35



事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
保健福祉に関する学びの場の提供	生涯学習講座などを通じて、地域保健福祉への関心や福祉意識の向上に努めます。	社会教育課	
障害者差別解消条例制定の検討	平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法にもとづき、今後、国が定める基本方針等を参考に障害者差別解消条例の制定について検討します。	障がい者福祉課	第 4 期青梅市障害者計画 P31
市内小・中学校への「認知症サポーター養成講座」の推進事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる「認知症サポーター養成講座」の普及・啓発の推進事業として、市内小・中学校で授業実施します。	高齢者支援課	第 7 期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画 P85

第 7 期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画における指標

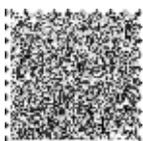
評価指標	現状値	目標値
	平成 29 (2017) 年度	平成 32 (2020) 年度
認知症サポーター数	延べ 4,060 人 (平成 30 年 1 月末現在)	延べ 8,000 人



施策2 地域福祉活動の担い手となる人材の育成

福祉活動専門員、地域福祉コーディネーター、社会福祉従事者など、地域福祉を推進する人材の育成を図ります。

事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化	こころの健康づくりの充実を図るとともに、日常生活で悩んでいる人に声をかけ、話を聴き、見守る人（ゲートキーパー）の育成に努めます。	健康課	第3次青梅市健康増進計画 P51
市民、ボランティア団体、NPO法人等との地域福祉活動への支援	青梅ボランティア・市民活動センターを拠点に、情報提供体制の強化、福祉ボランティアへの登録と参加促進、指導者・グループリーダーの養成とこれらの人たちの資質の向上に努めます。	市民活動推進課 (社会福祉協議会)	第6次青梅市総合長期計画 P121 青梅市子ども・子育て支援事業計画 P111
社会に貢献できる個人の育成	相互の支え合いと秩序のある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、協調と責任ある行動をとることができる個人を育てるために、社会体験や奉仕活動、地域との交流活動等の学習機会の確保に努めます。	市民活動推進課 (社会福祉協議会)	
講習会や各種教室の開催支援	ボランティア・市民活動団体と協働して手話講習会等を開催します。各種講習会や教室等への市民の参加を通じ、地域の保健福祉に関わる人材の発掘・育成に努めます。	市民活動推進課 (社会福祉協議会)	



事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
放課後等デイサービスの質の向上について	放課後等デイサービス事業所連絡協議会の中で、質の向上について検討します。	障がい者福祉課	第1期青梅市障害児福祉計画 P32
保育士等キャリアアップ	認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等において、保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を推進します。	子育て推進課	
保育サービス推進事業	認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等において、特別保育事業や地域子育て支援事業などを地域の実情に応じて推進します。	子育て推進課	
元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手の養成	元気な高齢者の新たな社会参加の一つとして介護保険の家事支援サービスを提供するおうめ生活サポーターを養成します。	高齢者支援課	
介護予防リーダーの養成	ボランティアとして地域の高齢者の体操教室等、住民主体の集いの場の立ち上げを目的として介護予防リーダーの養成を行っています。	高齢者支援課	第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画 P83
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる認知症サポーターを養成するための講師を派遣しています。	高齢者支援課	第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画 P85



事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策	福祉活動専門員の充実および活動支援に努めます。	社会福祉協議会	
	複雑、複合化した課題や制度の狭間にある福祉課題の解決に導く「つなぎ役」としての「地域福祉コーディネーター」の適正配置に向け、社会福祉協議会と連携・調整し、育成に努めます。	福祉総務課 社会福祉協議会	

第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画における指標

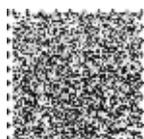
評価指標	現状値	目標値
	平成29(2017)年度	平成32(2020)年度
介護予防講演会の開催回数	2回/年	2回/年
介護予防教室の受講人数	延べ712人/年	延べ960人/年

第1期青梅市障害児福祉計画における指標

評価	単位	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 実績	第1期計画		
				平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
放課後等 デイサービス	人/月	173	212	202	226	250

事業に対する指標

評価指標	平成31～32年度 (2019～2020)	平成33～35年度 (2021～2023)	目標値
地域福祉コーディネーターの 人材育成	1人	2人	計3人



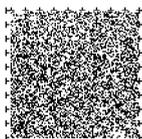
施策3 地域住民・ボランティア等の社会福祉活動への支援

活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援を図ります。

事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
市民参加のボランティア活動の場の拡充等	青梅ボランティア・市民活動センターや市民センターなど、ボランティア活動の場の提供と活動場所の拡充に努めています。	市民活動推進課 (高齢者支援課) (社会福祉協議会)	
ボランティア・市民活動グループの市民への情報提供	青梅ボランティア・市民活動センターのホームページで、各種ボランティア・市民活動グループの情報提供を行っています。市民の参加の機会づくりに向けて、情報提供に努めます。	市民活動推進課 (社会福祉協議会)	
高齢者のボランティア活動の支援	ボランティア・市民活動センターにおいて、各種団体と連携・協力し、元気な高齢者による生活支援の担い手としての活躍できる基盤整備を進めます。	高齢者支援課 (市民活動推進課)	第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画 P78
地域住民等が集う拠点の整備	「青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、自治会館開放事業と、地域の元気高齢者等が主催する子育て世代向けイベントなどの事業を組み合わせ、多世代が集い、交流を深める「おうめ版多世代交流センター事業」を進めます。	子ども家庭支援課 市民活動推進課 高齢者支援課	青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略 P91



事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
生活支援サービスの体制整備	ボランティアの養成や住民主体の通いの場の設置等生活支援の基盤整備のため、関係機関等と協議を進めるとともに、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ生活支援コーディネーターを配置し、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	高齢者支援課 (市民活動推進課) (福祉総務課) (社会福祉協議会)	第7期青梅市 高齢者保健福祉計画・青梅市 介護保険事業 計画 P87



青梅市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」(H31～35年度)

・ 小中学生向け福祉プログラム

児童・生徒自身が福祉体験をしたことをもとに、福祉やボランティアについて考え、自分ができるボランティアは何か気づき、実際にそのボランティア活動を行う総合的な学習の時間の実践を行います。

・ 学生時から地域活動につながるプログラムづくり

学生時から新たなまちづくり活動等の実践を、ボランティア・市民活動センターで調整し、地域が、自分を学ばせ、世界を広げさせてくれることを行います。

青梅市社会福祉協議会の関連事業

・ 「福祉のしごと 相談・面接会」の開催

福祉の仕事に興味がある方や資格を持っていて福祉の仕事をしたという方などを対象に相談・面接会を開催しています。

・ ボランティア活動助成事業

様々な分野のボランティア団体や市民活動団体・NPOなど、非営利で公益的な活動をしている方たちへの活動支援を行っています。

・ ボランティア・市民活動推進事業

「青梅市内福祉施設一芸ボランティア」、「学校のボランティア体験学習支援」、「夏！体験ボランティア」などの事業を実施し、ボランティア・市民活動が、更に活発になるように支援を行っています。

・ おうめ生活サポーター事業

元気高齢者等が、事業対象者の自宅を訪問し、日常の掃除や買い物等の家事支援を行っています。

・ 地域行事への参画、ボランティア・市民活動団体との協働事業

「障害者の就労・教育相談」、「パソコン体験教室」などを実施しています。

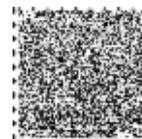
市民・地域の活動

・ 介護予防体操教室

地域において、介護予防体操や脳の活性化トレーニング等を行うことにより、認知症予防を図るとともに、親睦を深め、お互いに刺激し合う場を設けています。

このような場では、介護予防リーダーがボランティアとして活躍しています。

※ 青梅市社会福祉協議会の関連事業および市民・地域の活動は、平成30(2018)年度現在のものです。

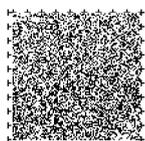


基本目標 2 地域を支える仕組みづくり

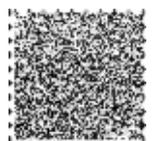
施策 1 地域活動の中心となる団体・組織との連携による住民活動の推進

地域における課題の解決に向けた取組を進めている市民活動団体や自治会、民生委員・児童委員、NPO等の福祉活動の支援を図ります。

事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
交流機会づくり	高齢者や障害者、子育て中の親子などが、地域の人々と気軽に交流できる場づくりや仲間づくりのための活動を支援します。	福祉総務課 (高齢者支援課) (障がい者福祉課) (市民活動推進課) (子ども家庭支援課)	青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略 P91
民生委員・児童委員の活動支援	活動内容の軽減や活動しやすい環境づくり等の支援を行うとともに、行政等関係機関との連携を強化します。	福祉総務課 (社会福祉協議会)	
自治会の活動支援	自治会連合会との連携基本協定書にもとづき、活動や取組を積極的に支援します。	市民活動推進課	
社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進	社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進およびこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現に向けた検討を行います。	福祉総務課 (高齢者支援課) (障がい者福祉課) (子ども家庭支援課)	



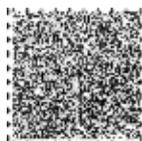
事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
生活支援サービスの体制整備	ボランティアの養成や住民主体の通いの場の設置等生活支援の基盤整備のため、関係機関等と協議を進めるとともに、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ生活支援コーディネーターを配置し、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	高齢者支援課 (市民活動推進課) (福祉総務課) (社会福祉協議会)	第7期青梅市 高齢者保健福祉計画・青梅市 介護保険事業 計画 P87



施策2 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

市民や地域の各種団体、関係機関など、多様な主体が連携して地域を支える仕組みの整備を図ります。

事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
各種交流イベントの開催	お〜ちゃんフェスタやおうめ健康まつりなど、各種行事を通じて地域への関心や交流・ふれあいの機会づくりを進めます。また参加者の増加に向けた検討を進めます。	市民活動推進課 健康課 社会教育課 社会福祉協議会	
青梅市社会福祉協議会との関係強化	青梅市社会福祉協議会の組織強化を図るとともに、連携・協働により福祉のコミュニティづくりと地域福祉の推進を目指します。	福祉総務課 (社会福祉協議会)	
事業者への指導検査の実施	社会福祉法人の指導検査を継続するとともに、介護、障害および保育の各事業者への指導検査を実施します。	福祉総務課 介護保険課 障がい者福祉課 子育て推進課	
福祉サービス第三者評価の普及促進	地域密着型サービスについては福祉サービス第三者評価の受審を指導し、サービス向上を図るとともに、地域密着型サービス以外についても受審を指導し、サービスの向上を図ります。 また、障害者関連施設および保育所についても第三者評価の受審を指導し、サービスの向上を図ります。	介護保険課 障がい者福祉課 子育て推進課	
介護サービスの質の向上	サービス提供事業者のさらなる資質の向上を図るため、研修や技術の取得を事業者に奨励します。また、介護保険サービスの適正化を進めるとともに、事業者の指導実施に努めます。	介護保険課	



事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
障害者の就労後の支援体制の整備	障害者の就労後の職業定着支援や障害者の就労拡大のための企業開拓に向けて、特別支援学校や関係機関等の連携を更に図り、継続した支援体制を整備します。	障がい者福祉課	第6次青梅市総合長期計画 P85 第5期青梅市障害福祉計画 P28
生活支援サービスの体制整備	ボランティアの養成や住民主体の通いの場の設置等生活支援の基盤整備のため、関係機関等と協議を進めるとともに、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ生活支援コーディネーターを配置し、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	高齢者支援課 (市民活動推進課) (福祉総務課) (社会福祉協議会)	第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画 P87
認知症家族会等への支援	認知症の人や介護する家族同士の集いの場を提供するなどの支援を行います。	高齢者支援課	第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画 P85
地域活動の活性化と地域、学校、行政が協働した取組の推進	地域、学校、行政が一体となったイベントなどの取組を進めます。	子ども家庭支援課 市民活動推進課	青梅市子ども・子育て支援事業計画 P111

第5期青梅市障害福祉計画における指標

評価	単位	平成28年度	平成29年度	第5期計画		
		(2016) 実績	(2017) 実績	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
就労支援センター事業	雇用実績	29人	38人	45人	50人	54人
	相談件数	4,883件	4,940件	6,113件	6,728件	7,343件



青梅市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」(H31～35 年度)

・ 社会福祉法人との連携

社会福祉法の改正で、社会福祉法人がこれまで以上に地域の福祉課題・生活課題に対応した取組を展開していくことになることから、社会福祉協議会が社会福祉法人と連携・協働して取り組むことにより、地域福祉を更に充実していきます。

青梅市社会福祉協議会の関連事業

・ ささえあい活動助成事業

市民みんなが地域で安心して暮らせるよう、住民による地域の支え合い活動を支援しています。

・ 年末家事援助事業

高齢者世帯、一人暮らし高齢者に協力員を派遣し、有償で年末の大掃除を実施しています。

・ おせち料理事業

高齢者・障害者が心新たな新年を迎えていただくために、おせち料理を廉価で届けるサービスを実施しています。

・ 在宅福祉サービス事業

「いきいきサービス」、「緊急通報サービス事業」を実施しています。

・ 高齢者食事サービス事業

市内に居住するおおむね 65 歳以上の高齢者を対象に、有償で昼食を届けるサービスを実施しています。

・ ひとり暮らし高齢者ふれあい旅行

地域で孤立しがちな 70 歳以上のひとり暮らし高齢者に行楽の機会をつくり、慰安・激励し、相互の交流親睦を図ることを目的に実施しています。

・ 高齢者料理教室（おばあちゃん的女子会）

65 歳以上の女性に対して、交流の場としての料理教室を実施しています。

・ 障害者支援事業

障害者と家族のスポーツ大会や元気高齢者支援ボランティア養成講座などを実施しています。

市民・地域の活動

・ 支え合い活動

地域における親睦活動、健康管理活動、情報交換等を通じ、地域内の支援を必要としている高齢者等の情報を民生委員・児童委員や自治会長から、地域包括支援センターへつなぐことにより、安心して暮らしていくための活動を行っています。



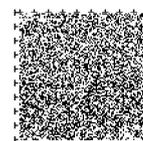
※ 青梅市社会福祉協議会の関連事業および市民・地域の活動は、平成 30 (2018) 年度現在のものです。

基本目標3 安心してサービスを利用できる環境づくり

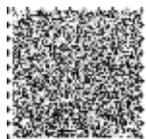
施策1 地域住民に対する相談支援体制の整備

福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関同士の連携を図ります。

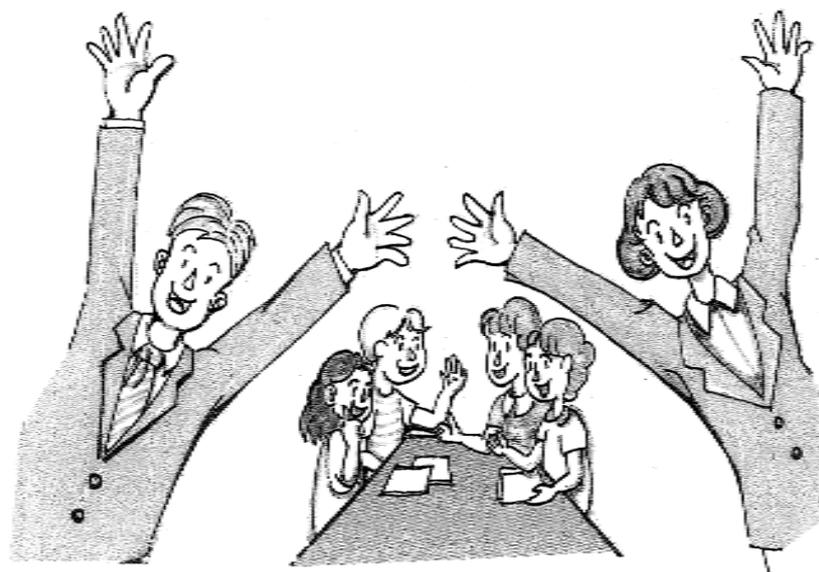
事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化	自分の健康は自らが守るという意識の普及・啓発を図るとともに、健康教室・健康相談等を実施します。	健康課 (社会教育課)	第3次青梅市健康増進計画 P63
民生委員・児童委員の適正配置	民生委員・児童委員は、市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。地域福祉の向上に向けて、民生委員・児童委員の適正配置に引き続き努めます。	福祉総務課	第6次青梅市総合長期計画 P81
相談体制の充実	障害当事者、家族、地域の住民からの相談に対し、公的機関、専門機関や地域の民生委員・児童委員と連携し、相談支援体制の強化・充実を図ります。	障がい者福祉課	第4期青梅市障害者計画 P29, 37
	子育てに関する情報提供の一層の充実を図るとともに、総合的な相談窓口の充実に努めます。	子ども家庭支援課 健康課	第6次青梅市総合長期計画 P55 青梅市子ども・子育て支援事業計画 P64
	健康づくりのための情報提供を充実させるとともに、生活習慣病の予防や改善に向けた相談体制の強化に努めます。	健康課	第3次青梅市健康増進計画 P63



事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
妊娠期からの相談体制	思いがけない妊娠等出産・育児に悩む母親に対し、児童虐待の予防につなげることも留意し、妊娠期からの相談体制の充実に努めます。	健康課 子ども家庭支援課	第6次青梅市 総合長期計画 P55 青梅市子ども・ 子育て支援事業 計画P91, 92
住まいのバリアフリー化等の推進	身体障害者等が自宅をバリアフリー化するため、住宅改修費の一部補助を継続して実施し、バリアフリー化に対する必要な支援を行います。	障がい者福祉課	第4期青梅市 障害者計画 P42
ひとり親家庭の相談・支援の充実	様々な問題や不安を抱えるひとり親家庭の不安を解消するため、各関係機関と連携を図りながら相談・支援の充実に努めます。	子ども家庭支援課	第6次青梅市 総合長期計画 P86
児童虐待の防止や対応に向けた体制の充実	増加する児童虐待ケースを含めた事例に対応するため、引き続き相談体制の充実と関係機関の連携の強化に努めます。	子ども家庭支援課	青梅市子ども・ 子育て支援事業 計画 P89
障害者の地域生活支援拠点の整備	障害者の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害児者やその家族が安心して生活するための、地域生活支援拠点等の整備を検討します。 また、総合相談・専門相談・権利擁護・地域移行等、相談支援の中核的役割を担う機関として、基幹相談支援センターの整備の在り方についても検討します。	障がい者福祉課	第5期青梅市 障害福祉計画 P12
在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療機関、介護事業所等の住所、連絡先を把握し、これまでに把握している情報と合わせてリストを作成し、市民および地域の医療、介護関係者間の連携等に活用します。	高齢者支援課	第7期青梅市 高齢者保健福祉 計画・青梅市 介護保険事業 計画 P86



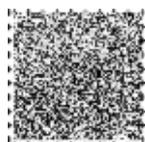
事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
総合相談支援事業	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助（助言・指導）を行います。地域の民生委員・児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	高齢者支援課	第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画 P84
地域包括支援センターの機能強化	全地域包括支援センターおよび職種ごとのグループによる連絡会や勉強会を定期的で開催し、職員の資質向上を図ります。地域包括支援センター事業の評価について検討・実施します。	高齢者支援課	第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画 P84



施策2 必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立

地域福祉サービス内容の開示等により、利用者が適切なサービスを選択・確保できる仕組みづくりを図ります。

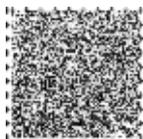
事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
疾病の早期発見、生活習慣病予防	疾病の早期発見と生活習慣病予防のために、定期的な健康診査受診の周知等に努めます。	健康課	第3次青梅市健康増進計画 P63
市民による食育の推進	関係機関との連携を深め、地域に根ざした食育活動が推進できるよう努めます。	健康課	第2次青梅市食育推進計画 P54
望ましい食習慣の確立支援	市民一人ひとりが自らの食に関心を持つことで、生活習慣病の予防や日常生活におけるマナーなど正しい食習慣が確立できるよう支援します。	健康課	第3次青梅市健康増進計画 P42
保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が保健福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	介護保険課 高齢者支援課 健康課 (保険年金課)	
障害福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が障害福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	障がい者福祉課	
福祉サービス情報の開示	契約制度の中で、事業者情報が利用者の自己選択に役立つよう、「介護サービス情報の公表」をはじめ、公開されている情報の周知を図ります。	介護保険課 高齢者支援課	



事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
情報機器の活用促進	年齢や障害の有無に関係なく、全ての市民が同じように情報機器を活用して、情報収集や活用などができるよう、学習機会の周知、音声コードの普及等に努めます。	障がい者福祉課	
サービス提供の充実	要支援・要介護認定を受けた高齢者が、質の高いサービスを受けることができるよう、介護サービスの基盤整備に努めます。	介護保険課	
	障害福祉サービスの充実のため、既存の事業者の育成および新規事業者の誘致などにより、サービス提供事業者の安定確保に努めます。	障がい者福祉課	第5期青梅市障害福祉計画 P16
	子育て支援サービス、保育サービスの充実を図ります。	子ども家庭支援課 子育て推進課	青梅市子ども・子育て支援事業計画 P52～P86, P116, 119
	新たな保育所の設置等の相談に適切に対応していきます。	子育て推進課	青梅市子ども・子育て支援事業計画 P86
出産・子育て情報提供事業	子育てアプリ「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」を通じて、乳幼児の保護者に対し必要な情報を提供することにより、健診受診率や子育て世代を対象とした市事業の参加率の向上に努めます。	健康課 子ども家庭支援課 子育て推進課	
	スマートフォンを活用した子育て支援情報を提供する子育てアプリ「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」の運用等により、子育てに関する情報提供を充実していきます。	子ども家庭支援課 健康課 子育て推進課	



事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
生活困窮者 自立支援事 業	自立相談支援、住居確保給付金の支給、 家計改善支援などの生活困窮者に対す る自立の支援に関する措置を講ずること により、生活困窮者の自立の促進を 図ります。	生活福祉課	
ひとり親家 庭へのサー ビスの充実	ひとり親家庭の生活の安定を図るため に、ホームヘルプサービス事業を推進 します。	子ども家庭支援課	
子育て支援 サービスの 充実	ファミリー・サポート・センター事業、 乳幼児ショートステイ事業、育児支援 ヘルパー事業、こんにちは赤ちゃん事 業等を推進します。	子ども家庭支援課	第6次青梅市 総合長期計画 P55
ひとり親家 庭等の自立 支援の推進	ひとり親家庭等の自立のためハローワ ークと連携した、自立支援プログラム 事業を継続実施するとともに、資格の 取得や教育訓練実施に対する支援を行 います。	子ども家庭支援課	第6次青梅市 総合長期計画 P86 青梅市子ども・ 子育て支援事 業計画 P127
被害に遭っ た子どもの 支援	児童虐待などの被害に遭った子どもに 対し、カウンセリングなどの支援を行 います。また保護者に対しては、家庭 環境の改善に向けた指導・支援を行う とともに、学校や児童相談所、医療機 関などの関係機関と、再発防止に向 けた連携を充実させます。	子ども家庭支援課 健康課 指導室 障がい者福祉課	青梅市子ども・ 子育て支援事 業計画 P127
切れ目のな い在宅医療 と介護サー ビスの提供 体制の構築 と推進	地域の医療・介護関係者の協力を得な がら、在宅医療・介護サービスの提供 体制の構築に取り組みます。	高齢者支援課	第7期青梅市 高齢者保健福 祉計画・青梅市 介護保険事業 計画 P87



事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
認知症初期 集中支援推 進事業	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついていない認知症または認知症の恐れのある高齢者を、適切なサービスの安定的利用につなげる支援を行います。	高齢者支援課	第7期青梅市 高齢者保健福 祉計画・青梅市 介護保険事業 計画 P85
罪を犯した 人の社会復 帰への取組	犯罪をした者および非行のある少年の改善更生を図るため、保護司またはその関係団体との連携を密にし、社会復帰への取組に努めます。 また、保護司と連携し、「社会を明るくする運動」の推進を図ります。	福祉総務課	

第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画における指標

評価指標	現状値	目標値
	平成29(2017)年度	平成32(2020)年度
認知症サポーター数	延べ4,060人 (平成30年1月末現在)	延べ8,000人



施策3 権利擁護や成年後見制度の推進

判断能力に不安がある者への金銭管理等の権利擁護や成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組みの充実を図ります。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴い、成年後見制度の利用推進に努めます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律について

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。しかし成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

これに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」といいます。）が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。

成年後見制度利用促進法では、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）を定めるよう努めるものとされています。

青梅市では、本地域福祉計画をもとに成年後見制度の利用促進を図ります。



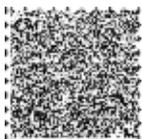
事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
権利擁護の 推進	高齢化社会の進行する中、誰もが人権を尊重し合い、尊厳をもって安心して暮らせるよう、引き続き青梅市社会福祉協議会と連携し、権利擁護事業の推進を図っていきます。また、身寄りが無い、経済的負担ができない市民に対しては、市が審判申立てや後見人報酬の費用助成を行います。	福祉総務課 (高齢者支援課) (障がい者福祉課) (生活福祉課) (社会福祉協議会)	第6次青梅市 総合長期計画 P81
	「青梅市高齢者虐待ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携により、虐待の予防と早期発見に取り組みます。また、認知症など判断能力が十分でない高齢者に対して、成年後見制度の利用支援その他の高齢者に対する権利擁護に引き続き取り組みます。関係機関へ虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	介護保険課 高齢者支援課 (福祉総務課) (社会福祉協議会)	第7期青梅市 高齢者保健福祉計画・青梅市 介護保険事業 計画 P72
成年後見制度の 支援	青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。	福祉総務課 高齢者支援課 障がい者福祉課 生活福祉課 (社会福祉協議会)	第6次青梅市 総合長期計画 P81 第7期青梅市 高齢者保健福祉計画・青梅市 介護保険事業 計画 P72
成年後見制度の 利用促進	制度の周知・啓発、相談事業の実施、利用促進などについて、既存の成年後見制度推進機関の活用を継続するとともに、中核機関の設置および地域ネットワークが担うべき機能の整備・充実に向け、社会福祉協議会と協議を進めながら、検討していきます。	福祉総務課 社会福祉協議会	第6次青梅市 総合長期計画 P81



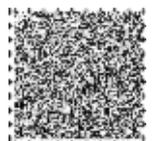
施策4 防犯・防災等の安全なまちづくりの推進

安全・安心なまちづくりを推進するため日常的な見守り・支援の環境整備を図ります。また、避難行動要支援者支援制度の推進に努めます。

事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
安否確認にかか る緊急対応による 安心なまちづくり	東京都住宅供給公社や市内各事業者と安否確認にかか る緊急時対応について の連携・協力に関する協定を締結し、 安全・安心なまちづくりを進めます。	福祉総務課 (高齢者支援課)	
地域住民等 との協働による安全・ 安心なまちづくり	市民の安全を守り、犯罪のないまちづ くりを推進するため、警察と連携し、 地域住民、PTA等による町内パト ロール等を実施し、安全・安心なまちづ くりを進めます。	市民安全課	
防犯カメラ 整備の取組	安全・安心まちづくり推進地区にある 自治会または商店会等が設置した防犯 カメラの維持管理を支援し、公共空間 における防犯のための見守り活動を推 進していきます。	市民安全課	
通学路防犯 カメラの設 置	平成28～30年度に東京都の補助金を活 用し、小学校全校（東小除く）に1校 当たり5台の通学路防犯カメラを設置 しました。補助金は平成30年度で終了 するため、今後も東京都市教育長会を 通じ事業期間を延長し、補助金を継続 するよう要望していきます。	学務課	
ユニバーサル デザインの考 えにもとづ いたまちづ くりの推進	国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑 化の促進に関する法律（新バリアフリー 法）」や「東京都福祉のまちづくり条例」、 「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」に もとづき、公共交通施設や公共公益建 物、道路、公園、住宅などのバリアフ リー化を促進し、優しいユニバーサルデ ザインのまちづくりを進めます。	福祉総務課 (土木課) (管理課)	



事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
住まいのバリアフリー化等の推進	介護保険制度を利用できない高齢者が住み慣れた家で安心して生活が続けられるように住宅改修の相談など住まいのバリアフリー化等を進めます。	高齢者支援課 (住宅課)	
市内バリアフリー化情報の提供	ハンディキャップを持つ人の外出や交流の促進を図るため、福祉マップの見直しを行い、適切な情報が得られるように努めます。	福祉総務課	
青梅市災害ボランティアセンターの設置等	災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、協定にもとづき、青梅市災害ボランティアセンターの設置、運営を行います。	市民活動推進課 (防災課) (社会福祉協議会)	
避難行動要支援者支援制度の推進	<p>避難行動要支援者全体支援プランにもとづき、制度に同意された方の名簿を作成し、地域の皆さんの御理解のもと、地域で災害時の支援ができる「地域の安全は地域で守る」体制づくりを行います。</p> <p>登録情報は、福祉・防災部局で共有するほか、消防署、警察署、消防団、青梅市社会福祉協議会、地域の各自主防災組織、民生委員・児童委員へ個人情報保護に関する覚書を交わした上で情報提供しています。</p> <p>関係部局や関係団体等との連絡会議等を通し、避難行動要支援者への支援対策や「個別支援プラン」の作成について検討していきます。また、自主防災組織等の安否確認訓練や避難支援訓練を通じ、支援実施体制の確立に努めていきます。</p>	防災課 (市民活動推進課) (福祉総務課) (高齢者支援課) (障がい者福祉課) (自主防災組織)	第6次青梅市総合長期計画 P35 第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画 P74 第4期青梅市障害者計画 P43 青梅市避難行動要支援者全体支援プラン
災害時協定締結による安心なまちづくり	障害福祉施設等と災害時協定を締結し、災害時における障害者の安心なまちづくりを推進します。	障がい者福祉課	



青梅市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」(H31～35年度)

・ 災害時の体制整備

被災状況は、災害ボランティアセンター設置の判断材料になります。また、災害対策本部からの情報はもとより、現地調査や社会資源を通じて情報収集できる体制整備が必要となるため、日頃から整備に努めていきます。

青梅市社会福祉協議会の関連事業

・ 高齢者介護予防事業の実施

市内在住の60歳以上の方を対象に、介護を受けずに心身とも健康で豊かに在宅生活を送れるように、日常生活の中でできる転倒予防体操や認知症予防を自ら学ぶ講習会を実施しています。

・ 地域福祉権利擁護事業

判断能力が十分でない高齢者・障害者等で、日常生活を営むための援助としての福祉サービス利用援助を中心に、金銭管理サービスや書類預かりサービスを実施しています。

・ 成年後見あんしん生活創造事業

成年後見制度の申立てや利用に関する相談に応じています。

・ 福祉サービス総合支援事業

市民が地域において、福祉サービスを安心して選択し利用できるよう、相談・援助を実施しています。

市民・地域の活動

・ サロン活動

友達づくり、生きがいつくり等を目的に、地域で気軽に、誰でもが参加できる場を用意しています。

人から人への声かけから、徐々に参加者が増え、地域の行事にも顔を出される方が多くなってきました。

※ 青梅市社会福祉協議会の関連事業および市民・地域の活動は、平成30(2018)年度現在のものです。

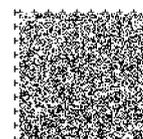


基本目標 4 地域で安心して暮らすためのネットワークづくり

施策 1 保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進

在宅医療と介護を一体的に提供するための連携推進や、特定健康診査・特定保健指導等の保健分野と医療機関の連携強化を図ります。

事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
生活支援サービスの充実	在宅での生活を総合的に支援する観点から、生活支援サービス・介護サービスとの適切な連携・調整を図ります。	高齢者支援課 介護保険課 (健康課)	
	相談支援や障害福祉サービス、保健福祉サービス、保健・医療、障害児保育・教育の充実を図ります。	障がい者福祉課	第4期青梅市 障害者計画 P37～P39
保健・医療・福祉・介護の連携強化	保健・医療・福祉・介護との連携を強化し、効率的で効果的なサービスの提供が行われる体制を充実していきます。	高齢者支援課 (健康課)	
福祉総合相談体制の整備	保健福祉に関わる職員等に、研修への参加を奨励し職員の資質向上に努めます。また、住民サービスの窓口を一階に集約しワンストップ化に努めましたが、福祉総合相談窓口の設置について、引き続き検討します。	福祉総務課	
福祉・保健・医療と他分野との情報連携	他分野との連携・情報交換を進め、個別窓口で総合的情報提供ができるように努めます。	福祉総務課 (介護保険課) (高齢者支援課) (障がい者福祉課) (健康課)	
就労支援の実施等	労働市場への積極的な再挑戦を可能にするよう、ハローワーク等と連携した就労支援を促進します。	生活福祉課	



事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
実施体制の 確立と専門 職員の活用	多様化する相談内容に応じたサービスを提供するため、専門相談員等の活用を図り、実施体制の整備に努めます。	生活福祉課	
生活保護制 度の適正実 施	援護を必要とする世帯の実態とニーズを把握し、生活保護制度の適切な運用を図ります。	生活福祉課	
自殺対策の 推進	自殺対策は「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組により、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられるようにすることが重要です。自殺には多様かつ複合的な原因・背景があることから、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係施策・関係団体との連携強化を図ります。	健康課 (関係課)	青梅市自殺総合対策計画
在宅医療に 伴う日常生 活用具の給 付	高齢者、障害者、小児慢性特定疾病児童に対し、在宅医療に必要な用具の給付を行います。	高齢者支援課 障がい者福祉課 健康課	第7期青梅市 高齢者保健福 祉計画・青梅市 介護保険事業 計画 P76 第5期青梅市 障害福祉計画 P22
精神障害者 にも対応し た地域包括 ケアシステ ムの構築	地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築するため、当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討します。	障がい者福祉課	第5期青梅市 障害福祉計画 P12



事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
在宅医療・介護連携の推進	在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携推進を図ります。	高齢者支援課	第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画 P86, 87
地域ケア会議の推進	地域ケア会議を開催し、個別事例の検討を通じた多職種協働によるケアマネジメント支援を行い、地域のネットワーク構築を図ります。更に、地域課題の把握へとつなげます。	高齢者支援課	第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画 P89

第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画における指標

評価指標	現状値	目標値
	平成29(2017)年度	平成32(2020)年度
地域ケア会議検討事例数	18事例/年	18事例/年

第5期青梅市障害福祉計画における指標

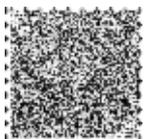
評価	単位	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 実績	第5期計画		
				平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
日常生活用具費 給付等事業	件	3,057	3,061	3,260	3,175	3,651



施策2 見守り・支援体制の充実

複雑・複合的な課題を抱える方への横断的な見守り・支援体制の充実を図ります。

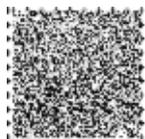
事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
地域福祉活動を支える民生・児童委員協力員制度の活用	民生委員・児童委員の活動に協力しつつ、地域福祉活動を担う人材として期待される民生・児童委員協力員制度を活用していきます。	福祉総務課	
総合相談・支援事業	高齢者の実態把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な支援を行います。地域の民生委員・児童委員や公的機関、専門機関等と連携を密にし、総合的支援体制を整備します。	高齢者支援課	
高齢者虐待等の防止や対応に向けた体制等の整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため、各関係機関等との連携を図り、一層の体制整備に努めます。	高齢者支援課	
児童虐待の防止や対応に向けた体制の充実	増加する児童虐待ケースを含めた事例に対応するため、引き続き相談体制の充実と関係機関の連携の強化に努めます。	子ども家庭支援課	青梅市子ども・子育て支援事業計画 P89
障害者虐待防止の推進	障害者等の虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制の整備強化に努めます。	障がい者福祉課	
見守り・助け合いのネットワークづくり	青梅市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを進めます。	福祉総務課 高齢者支援課 障がい者福祉課 社会福祉協議会	



事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
被保護者の社会的、経済的な自立への支援の強化促進	自立・就労支援のための活用すべき自立支援プログラムを活用し、支援に努めます。	生活福祉課	
生活福祉資金等の各種制度の周知	必要最低限の生活を保障する最後のセーフティネットとしての役割を果たせるよう、各種制度の周知を図ります。	福祉総務課 (生活福祉課) (社会福祉協議会)	
地域住民等との協働による安全・安心なまちづくり	市民の安全を守り、犯罪のないまちづくりを推進するため、警察と連携し、地域住民、PTA等による町内パトロール等を実施し、安全・安心なまちづくりを進めます。	市民安全課	
ひきこもり問題に関する相談支援事業	ひきこもりの問題を抱えている本人、家族等からの相談に対し、ひきこもり支援事業委託機関等と連携を図ります。地域の民生委員・児童委員からの連絡や相談に対して、調整を図ります。	子ども家庭支援課	
子どもの貧困対策	「青梅市子どもの貧困対策庁内連絡会」による指標分析を進めるとともに、次期「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込み、施策の推進を図ります。	子ども家庭支援課	
子ども食堂推進事業	「青梅市の子ども食堂連絡会」による行政と事業者の情報共有に努め、東京都の「子供食堂推進事業補助金」の活用を継続します。	子ども家庭支援課	
企業等との連携強化	見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守りを実施し、ネットワークを充実していきます。	高齢者支援課 (福祉総務課)	第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画 P79



事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
見守り・SOSネットワークの強化	認知症高齢者等のひとり歩きによる行方不明の早期発見に対応するため、警察や民間事業者等関係団体、市民の協力による見守りのためのネットワークの強化を図ります。	高齢者支援課 (市民安全課)	第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画 P79
障害児に対する重層的な地域支援体制の構築	児童発達支援センター、保育所等訪問支援などについて検討します。	障がい者福祉課	第1期青梅市障害児福祉計画 P31
医療的ニーズへの対応について	医療的ケア児支援のため、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場の在り方を含め検討します。 また、重症心身障害者を支援する発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の設置、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用調整などの役割を担うコーディネーターの配置について検討します。	障がい者福祉課	第1期青梅市障害児福祉計画 P32
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討します。	障がい者福祉課	第5期青梅市障害福祉計画 P12



施策3 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

法改正等に伴う高齢障害者に対する制度の整備や、地域福祉コーディネーターを中心として、有機的に連動した支援が提供できる体制整備等を図ります。

事業名	取組内容	主担当課 (連携課・機関)	関連計画等
共生型サービス制度の普及等	障害福祉サービスの生活介護や自立訓練等を提供する事業所が、介護保険の地域密着型通所介護サービスを提供可能とする、共生型サービスの制度の周知に努めます。	介護保険課 (障がい者福祉課)	
障害基準該当サービス事業者登録制度の普及等	障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供可能とする、障害基準該当サービス事業者登録制度について、制度の普及、事業者登録に努めます。	障がい者福祉課 (介護保険課)	
要援護者のニーズ把握	地域包括支援センターのソーシャルワーカーや民生委員・児童委員との連携を通じて、地域の要援護者のニーズ把握に引き続き努めます。	高齢者支援課 (福祉総務課)	
地域福祉コーディネーターの育成・配置	複雑、複合化した課題や制度の狭間にある福祉課題の解決に導く「つなぎ役」としての「地域福祉コーディネーター」を育成し、その配置に努めます。	福祉総務課 (社会福祉協議会)	
包括的な相談・支援体制の構築	地域福祉コーディネーターが、民生委員・児童委員、自治会、福祉活動専門員等と連携し、新たな社会資源の発見や地域課題の把握を行うネットワークの整備や包括的な支援体制の構築に向けて、青梅市社会福祉協議会と協議を進めます。	福祉総務課 高齢者支援課 市民活動推進課 社会福祉協議会	

事業に対する指標

評価指標	平成 31～32 年度 (2019～2020)	平成 33～35 年度 (2021～2023)	目標値
地域福祉コーディネーターの配置	1 人	2 人	計 3 人



青梅市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」(H31～35年度)

・ 福祉活動専門員の活動の充実

福祉活動専門員は、民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画、連絡調整を行うとともに広報活動、指導その他の実践活動の推進等、とても広い範囲で業務を行います。

コミュニティワーカーとして社会福祉協議会活動には不可欠な存在であり、更に充実させていきます。

・ 地域福祉コーディネーターの配置

個別課題や地域課題を把握し、行政・福祉施設・地域住民と連携しながら解決に導く「つなぎ役」として、知識・技術・能力を備えた職員の養成・配置をします。

・ 課題解決チームの整備

社会福祉協議会で受けた相談を組織内で集約・解析するとともに、関係団体と情報共有し解決に向けた協働を呼びかけ、制度外の福祉サービスや活動を活性化させます。

青梅市社会福祉協議会の関連事業

・ 福祉活動専門員の活動

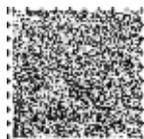
福祉活動専門員は、民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画、連絡調整を行うとともに広報活動、指導その他の実践活動の推進等、とても広い範囲で業務を行っています。

市民・地域の活動

・ 地域見守り活動

地域の人たちによるネットワークづくりを目的に結成し、地域の交流が希薄になる中であって、高齢者の孤立化を和らげることを目指して活動しています。

※ 青梅市社会福祉協議会の関連事業および市民・地域の活動は、平成 30 (2018) 年度現在のものであります。



活動事例の紹介

民生委員・児童委員の活動事例

民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は高齢者や障害がある方の福祉に関すること、子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を行っています。

また、支援を必要とする市民の方と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めています。

1 高齢者や地域の見守り活動

地域の高齢者世帯等の生活状況の把握に努め、日常的な見守り活動を行っています。

また、地元の方々からの相談等を受け、解決策を一緒に考えたり、行政への橋渡しも行っています。



2 こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの赤ちゃんのいる御家庭に、地域の民生委員・児童委員が訪問して青梅市で実施している「子育て支援に関する事業」のおしらせと、「ブックスタート事業」による赤ちゃんに読み聞かせをするための絵本を配っています。



社会福祉協議会による住民主体活動事例

社会福祉協議会による住民主体活動

社会福祉協議会では、「誰もが安心して生活できる地域づくり」を目指し、地域住民が主体となって行うサービスをコーディネートしています。

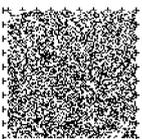
1 いきいきサービス

「自分ができるときに自分ができるお手伝いがしたい」と思っている地域住民と、支援を必要とする高齢者や障害をお持ちの方をコーディネートし、地域住民による家事支援や買い物の同行を行っています。



2 友田地域 防災・防犯マップづくり

防災・防犯の意識を高めるとともに地域内の関わり合いについての意識向上を目的として、友田小学校3年生の児童、保護者、地域の自治会員、ボランティアと共に友田地域を歩き、「ささえあいマップ」作りの授業を行っています。



地域の活動事例

地域で行われている主な活動

地域では、高齢者等の見守りなどを主体的に行っています。
平成30年7月12日の「おうめ地域支えあいフォーラム」で紹介された活動を掲載します。

○霞台第二住宅見守り隊

1 活動内容

平成22年9月に発足し、70歳以上の高齢者の世帯に1班2名体制で対象者宅を訪問（月1～2回）、声掛けと見守り活動を行っています。

2 見守り隊のメンバー構成

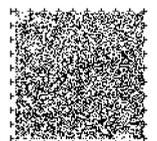
活動メンバーは自治会長が推薦した方々で、現在の隊員数は10名であり、全て女性です。

3 ゆるやかな見守り活動

マーじゃん・ボウリング・カラオケ・リズム体操・物づくりなど、ゆるやかな見守り活動を定期的に行っています。



※ 霞台第二住宅：野上町3丁目の公社住宅



地域の活動事例

○高齢者の居場所作り東五のひろば

運動はキツイ

話をしたい

一人は寂しい

自治会館までは歩ける

こんな言葉から居場所づくりを始めました。

—はじめは「グランドゴルフ」から—

地域で高齢者が楽しめることを考えて平成16年11月、当時の自治会長さんが「グランドゴルフ」を始めました。



—「東五のひろば」スタート—

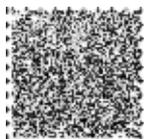
「外での運動は難しいけれど、室内で集まることなら…」そんな思いから平成17年11月に「東五のひろば」を立ち上げました。毎月1回お茶飲みをしながら保育園児と一緒に折り紙やゲームを楽しんでいます。



ほかにも、平成23年には「ピンポンクラブ」、翌24年には「マージャンクラブ」、平成27年には「体操クラブ」も実施することになりました。



※ 東五：東青梅5丁目地区



地域の活動事例

○中郷ちょこっとお助けボランティア

1 活動内容

平成 25 年 6 月に発足し、原則 70 歳以上の高齢者を対象に、ちょっとした一時的なお手伝い（概ね 30 分以内で完了するお手伝い）を行っています。

2 活動時間

午前 9 時～午後 4 時（依頼内容によっては時間帯外であっても対応）

3 活動の対象

- ・訪問や電話による定期的な見守り、声かけ
- ・ゴミ出し、郵便物・新聞や牛乳の取り込み
- ・電球や壁掛け時計の電池交換
- ・ちょっとした買物の代行
- ・入院や旅行などで家を留守にする間の草花の水やり
- ・タンス、テレビなど重い家具類などの移動
- ・枝の剪定（邪魔な枝の除去）
- ・高いところの窓ガラス拭きなど…

4 ボランティアの会員と周知

会員：87 名（男性 3 割・女性 7 割程度）

周知：自治会回覧板で周知



訪問・電話による
定期的見守り・声掛け



ゴミ出し・郵便物、新
聞や牛乳の取り込み

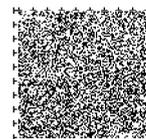


ちょっとした
買物の代行



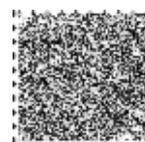
入院・旅行など留守中
の草花の水やり

※ 中郷：梅郷 3・4・5 丁目地区



第3編 計画の推進のために

- 〔1〕 計画の進ちよく管理・評価……………P78
- 〔2〕 行財政の環境……………P78
- 〔3〕 各種連携・協働による地域福祉の推進……………P79

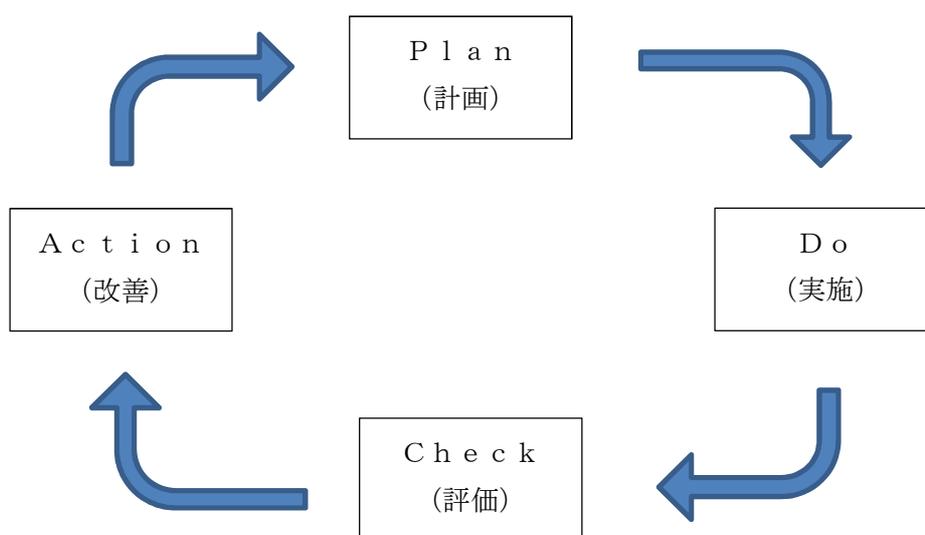


〔1〕 計画の進ちょく管理・評価

計画の推進に当たり、その効果や達成度を把握するため、青梅市地域福祉計画検討委員会設置要綱にもとづき、毎年、実施状況の検証を行います。

また、PDCAサイクルの考え方に従い、進行管理を実施し、計画全体の継続的な評価・改善を行うことにより、計画を推進するとともに、次期計画へとつなげていきます。

◎ PDCAサイクル



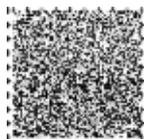
〔2〕 行財政の環境

地方自治体を取り巻く環境が変化する中、本市においても厳しい財政状況が続いています。

また、地域においては、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられます。

このような複合化、複雑化する地域福祉に対応し、多様化する市民ニーズにこたえるためには、市の取組に加え、地域住民や市民活動団体との協働を進めるうえで、行財政環境にも注視していく必要があります。

更に、国や東京都の動向を的確かつ速やかに把握し、地域福祉向上のための財源確保に努めます。



〔3〕 各種連携・協働による地域福祉の推進

1 市民等との協働

市民が住み慣れた地域で、共に暮らしていくためには、地域の問題に関心を持ち、地域の担い手として、行動できる仕組みづくりが必要です。

自らが、地域福祉活動に主体的に参加できるよう、意識の高揚と人材育成を推進し、地域住民と行政が相互に連携を図りながら、役割を果たしていける基盤づくりを進めます。

2 青梅市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域住民や幅広い福祉関係者の参加により、時代の変化と地域福祉に対応した福祉サービスや福祉活動に取り組み、地域福祉の推進役としての中心的な役割を果たしています。

また、地域住民、関係団体、行政との調整役としての機能も求められています。

福祉コミュニティと地域福祉の推進に向けて事業を支援し、連携を強化するとともに、青梅市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合を図ります。

3 関係機関との連携

地域福祉の推進に向け、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPOなど、地域で活動する団体等をはじめ、地域包括支援センター、子育て支援センターなどと相互に連携・協力を図っていきます。

4 庁内の関係部署との連携・情報共有

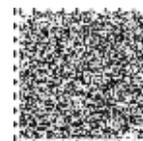
福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、制度・分野ごとの「縦割り」という関係を超えて、庁内の関係部署との横のつながりをより一層強化します。

また、関係部署が同じ方向に向かって施策・事業を推進していくためにも、計画を周知し、各種連携・情報共有を図るとともに、福祉分野との連携・協力のほか、福祉のまちづくり、安全・安心のまちづくり、市民の健康づくりを進めます。



第4編 資料編

資料1	パブリックコメント実施結果……………	P82
資料2	計画策定の経緯等……………	P83
資料3	用語解説……………	P86



資料1 パブリックコメント実施結果

第4期青梅市地域福祉計画（素案）のパブリックコメントを実施しました。

1 実施期間

平成30年12月1日（土）から12月14日（金）まで

2 周知方法

- (1) 広報おうめ12月1日号
- (2) 市ホームページ

3 閲覧場所

福祉総務課、行政情報コーナー（市役所2階）、各市民センター、子育て支援センター、中央図書館、市ホームページ

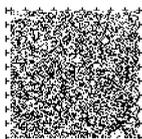
4 意見提出方法

市ホームページからダウンロードまたは閲覧場所で配布する意見用紙へ必要事項・意見を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出

- (1) 直接福祉総務課へ提出
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

5 意見募集結果

期間中、意見等の提出はありませんでした。



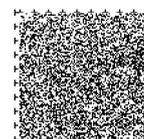
資料2 計画策定の経緯等

1 青梅市地域福祉計画検討委員会検討経過

年 月 日	区 分	内 容
平成 30 年 5 月 22 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定にあたっての背景について ・ 青梅市地域福祉計画策定の基本的な考え方について ・ 今後の進め方について
平成 30 年 10 月 4 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青梅市地域福祉計画の内容について
平成 30 年 11 月 8 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連団体等の意見聴取結果について ・ 青梅市地域福祉計画（30. 10. 15 現在初案）の修正等について
平成 31 年 1 月 16 日	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 第 4 期青梅市地域福祉計画（案）について ・ 第 4 期青梅市地域福祉計画概要版（案）について ・ 今後のスケジュールについて

2 青梅市地域福祉計画検討委員会部会検討経過

年 月 日	区 分	内 容
平成 30 年 6 月 29 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回検討委員会の内容について ・ 地域福祉圏域等について ・ 地域福祉の現状と課題について ・ 基本フレームの設定について ・ 今後のスケジュールについて
平成 30 年 8 月 31 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分野別施策の検討について
平成 30 年 9 月 28 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青梅市地域福祉計画の内容について
平成 30 年 11 月 5 日	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連団体等の意見聴取結果について ・ 青梅市地域福祉計画（30. 10. 15 現在初案）の修正等について
平成 30 年 12 月 27 日	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 第 4 期青梅市地域福祉計画（案）について



3 青梅市地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成30年4月1日
実施

1 設置

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定にもとづく青梅市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項の調査および検討ならびに実施状況の検証を行うため、青梅市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の実施状況の検証に関すること。
- (3) その他委員会の設置目的を達成するのに必要な事項に関すること。

3 組織

委員会は、委員13人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 健康福祉部長
- (2) 副委員長 市民安全部長および子ども家庭部長
- (3) 委員 防災課長、市民活動推進課長、福祉総務課長、生活福祉課長、高齢介護課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て推進課長、子ども家庭支援課長および教育総務課長

4 委員長の職務および代理

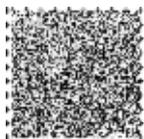
- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

6 部会

- (1) 計画の策定に関する事項について調査および研究を行うため、委員会に部会を置く。
- (2) 部会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - ア 部会長 福祉総務課長
 - イ 部会員 第3項第3号に掲げる委員が属する課の職員のうちから委員長が指名する者
- (3) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- (4) 第2号の規定にかかわらず、部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を臨時部会員として部会に出席させ、意見を求めることができる。



- 7 報告
委員長は、青梅市長に対し、必要に応じて委員会の調査、検討経過および結果を報告するとともに、検証結果を報告する。
- 8 庶務
委員会の庶務は、福祉総務課において処理する。
- 9 その他
この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 10 実施期日
この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

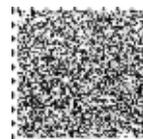
4 青梅市地域福祉計画検討委員会等委員

1 青梅市地域福祉計画検討委員会

区 分	役 職
委員長	健康福祉部長
副委員長	市民安全部長
〃	子ども家庭部長
委 員	防災課長
〃	市民活動推進課長
〃	福祉総務課長
〃	生活福祉課長
〃	高齢介護課長
〃	障がい者福祉課長
〃	健康課長
〃	子育て推進課長
〃	子ども家庭支援課長
〃	教育総務課長

2 青梅市地域福祉計画検討委員会部会

区 分	役 職
部 会 長	福祉総務課長
部 会 員	防災課主任
〃	市民活動推進課係長
〃	福祉総務課係長
〃	生活福祉課主任
〃	高齢介護課主任
〃	障がい者福祉課主任
〃	健康課主任
〃	子育て推進課係長
〃	子ども家庭支援課主任
〃	教育総務課係長



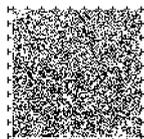
資料3 用語解説

あ行

用語	該当ページ	用語の説明
NPO	P6 ほか	Non Profit Organization の略 行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のことです。特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになりました。

か行

用語	該当ページ	用語の説明
介護予防	P21 ほか	要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、更には軽減することを目指すものです。
権利擁護	P27 ほか	障害のある人など、判断能力が不十分な人や日常生活に不安のある人が、地域社会で自立して生活するために、日常的な金銭管理や必要な福祉サービスの利用を支援することです。
高齢化率	P2 ほか	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合



用 語	該 当 ペー ジ	用 語 の 説 明
障害者差別解消法	P39	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体等および民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などを定めた法律です。全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としています。
人権尊重教育推進校	P28 ほか	東京都人権施策推進指針および東京都教育委員会の教育目標、基本方針にもとづき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるために、東京都が区市町村立学校および都立学校を指定しています。
人権の花運動	P38	主に小学生を対象とした啓発運動で、昭和 57 年度から実施されています。その内容は、学校に配布した花の種子、球根などを子どもたちが協力し育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的としたものです。また、育てた花を父母や社会福祉施設に届けたり、写生会、観賞会を開催したりすることにより、一層の人権尊重思想の普及高揚を図ることも趣旨の一つとなっています。
生活支援コーディネーター	P44 ほか	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす役割を持つ人のことをいいます。
成年後見制度	P27 ほか	認知症などの理由で、判断能力が不十分な人の預貯金の管理（財産管理）や日常生活でのさまざまな契約（介護サービスや施設の入所に関する契約等）などを支援する制度です。



用語	該当ページ	用語の説明
地域共生社会	P2 ほか	<p>制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をいいます。</p>
地域子ども・子育て支援事業(13事業)	P16	<p>子ども・子育て家庭を対象とする事業として、地域の実情に応じて取り組むものです。子ども・子育て支援法において、次の13事業が法定の事業とされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者支援 2 地域子育て支援拠点事業 3 一時預かり 4 乳児家庭全戸訪問事業 5 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 6 ファミリー・サポート・センター事業 7 子育て短期支援事業 8 延長保育事業 9 病児・病後児保育事業 10 放課後児童クラブ 11 妊婦健診 12 実費徴収にかかる補足給付を行う事業 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
地域福祉コーディネーター	P33 ほか	<p>個別の課題や地域のニーズを的確に把握し、行政や社会福祉協議会、福祉施設等と連携・調整しながら、福祉課題の解決に導く「つなぎ役」として、福祉専門職を対象にした研修を受け、地域福祉の知識・技術・能力を備えた人のことをいいます。</p> <p>制度の狭間で苦しんでいる人や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない人などに対し、地域福祉を育むことにより、地域の生活課題の解決に向けた取組を行います。</p>



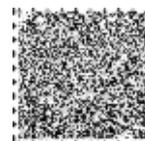
地域包括ケアシステム	P2 ほか	高齢者が、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制をいいます。
地域密着型サービス	P48	高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、市町村内在住者を対象に提供するサービスです。施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。

な行

用語	該当ページ	用語の説明
ノーマライゼーション	P28 ほか	障害のある人もない人も、その尊厳と権利において平等であり、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指すという考え方です。

は行

用語	該当ページ	用語の説明
バリアフリー	P28 ほか	活動の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くことをいいます。
避難行動要支援者全体支援プラン	P61	<p>国は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、高齢者や障害者などの要配慮者のうち、新たに避難行動要支援者にかかる名簿の作成を市町村に義務付けるなど、避難行動要支援者の支援対策の強化を図りました。</p> <p>青梅市避難行動要支援者全体支援プランは、本市における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、災害対策基本法にもとづき、避難行動要支援者の支援対策について、基本的な考え方や進め方を示したものです。</p>
PDCAサイクル	P78	業務を円滑に進めるため「Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）」といった4段階の作業を継続して行う運営手法のことをいいます。

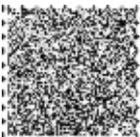


ま行

用 語	該 当 ページ	用 語 の 説 明
まち・ひと・しごと創生総合戦略	P43 ほか	<p>国では、少子高齢化の急速な進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるため、平成 26 年 11 月にまち・ひと・しごと創生法を制定し、翌 12 月には、人口の現状と将来展望を示すまち・ひと・しごと創生長期ビジョンおよび長期ビジョンの実現に向けた 5 か年の施策の方向を示すまち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定しました。</p> <p>まち・ひと・しごと創生法において市町村は、国や都道府県の人口ビジョンや総合戦略を勘案して、地域の特色や地域資源を生かした住民に身近な施策を幅広く盛り込んだ市町村版総合戦略を策定するよう努めなければならないとされています。</p> <p>青梅市では、総合長期計画を基本とし、本市が有する地域資源を生かし、バランスのとれた人口構成とまちの活性化を目指した青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成 27 年 12 月に策定しました。</p>
民生委員・児童委員	P 6 ほか	<p>民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。</p>

や行

用 語	該 当 ページ	用 語 の 説 明
ユニバーサルデザイン	P28 ほか	<p>ユニバーサル＝「普遍的な」、「全体の」という言葉が示すように、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢・障害の如何を問わずに利用することができるように施設・製品・情報を設計（デザイン）することです。</p>





青梅市公式キャラクター
ゆめうめちゃん

第4期

青梅市地域福祉計画

市民一人ひとりが住み慣れた地域で共に暮らしていける地域社会の実現を目指して
～「お互いさま」でみんながつながり、誰もが自分らしく暮らせるまち 青梅～
平成31(2019)年度～35(2023)年度

発行者 東京都青梅市
〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
発行日 平成31(2019)年3月
企画編集 青梅市 健康福祉部 福祉総務課
電話番号 0428-22-1111 (代表)
ホームページ <http://www.city.ome.tokyo.jp>

